

第3次出水市男女共同参画計画



目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 p
- 2 計画策定の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 p
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 p
- 4 男女共同参画社会の形成を通して目指す社会の姿・・・・・・・・・・ 4 p
- 5 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 p
- 6 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 p
- 7 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 p

第 2 章 計画策定の背景

- 1 社会経済情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 p
- 2 国・鹿児島県・出水市の主な動き（第 2 次計画策定後の動き）・・・・ 16 p

第 3 章 計画の内容

- 重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 p
- 重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・ 25 p
- 重点目標 3 誰もが能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 p
- 重点目標 4 生涯を通じた男女の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 p
- 重点目標 5 男女共同参画の視点に立った、複合的に生活上の困難をかかえる人々への支援と多様性を尊重する環境の整備・・・・・・・・・・・・ 35 p
- 重点目標 6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・ 39 p
- 重点目標 7 地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44 p

第4章 計画の推進体制

- 1 市民・事業者・各種団体との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 p
- 2 国・県・他市町村・関係機関・鹿児島県男女共同参画地域推進員との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 p
- 3 出水市男女共同参画審議会の機能発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 p
- 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 p
- 5 計画の評価及び施策への確実な反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 p
- 6 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49 p

用語解説・・ 50 p

※ 本編中で「*印」がついている用語については、巻末に解説があります。

第1章 計画の基本的な考え方



男女共同参画社会の形成に向けて

「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」は、その前文において、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、「**男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題**と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。

その上で同法は、「男女共同参画社会の形成」を「**男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること**」と定義しています。

これまで本市では、平成20年3月に第1次出水市男女共同参画計画、平成30年3月に第2次出水市男女共同参画計画を策定し、その間の平成29年3月に「出水市男女共同参画推進条例（平成29年出水市条例第4号）」を制定しました。また、令和元年9月に「安心サポートセンター」を設置、令和4年4月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきました。

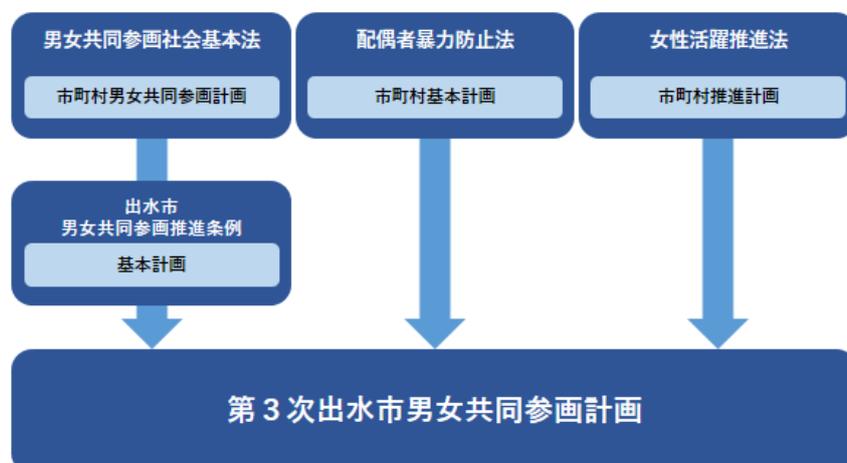
令和4年男女共同参画に関する市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識*について、平成27年度調査と比較して否定する割合が増加するなど大きな変化がみられますが、それに基づく慣行や男女の地位の不平等感は依然として残っているなど多くの課題があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により配偶者等からの暴力、女性の雇用や所得への影響が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなりました。

このような課題を解決し、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「第3次出水市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画策定の基本的方向

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として、国の第5次男女共同参画基本計画を勘案して策定します。
- (2) 「出水市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づく「基本計画」として、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策を策定します。
- (5) 令和4年男女共同参画に関する市民意識調査により明らかになった課題解決を図るため、実効性のある計画を策定します。
- (6) 「出水市男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、施策の実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮します。
- (7) 市・市民・事業者との協働による推進体制の充実を図る計画とします。



3 基本理念

「出水市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる「基本理念」は、以下のとおりです。

(1) 男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(3) 方針等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 生涯を通じた男女の健康と権利への配慮（第3条第5号）

男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われるようにすること。

計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

4 男女共同参画社会の形成を通して目指す社会の姿

男女共同参画社会の根底をなす基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

そこで、「男女共同参画社会の形成を通して目指す社会の姿」を次のように定め、本計画を着実に推進することで、「一人ひとりの人権の尊重」が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことにより、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会を形成します。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会
- 誰もが安心して暮らすことができる社会

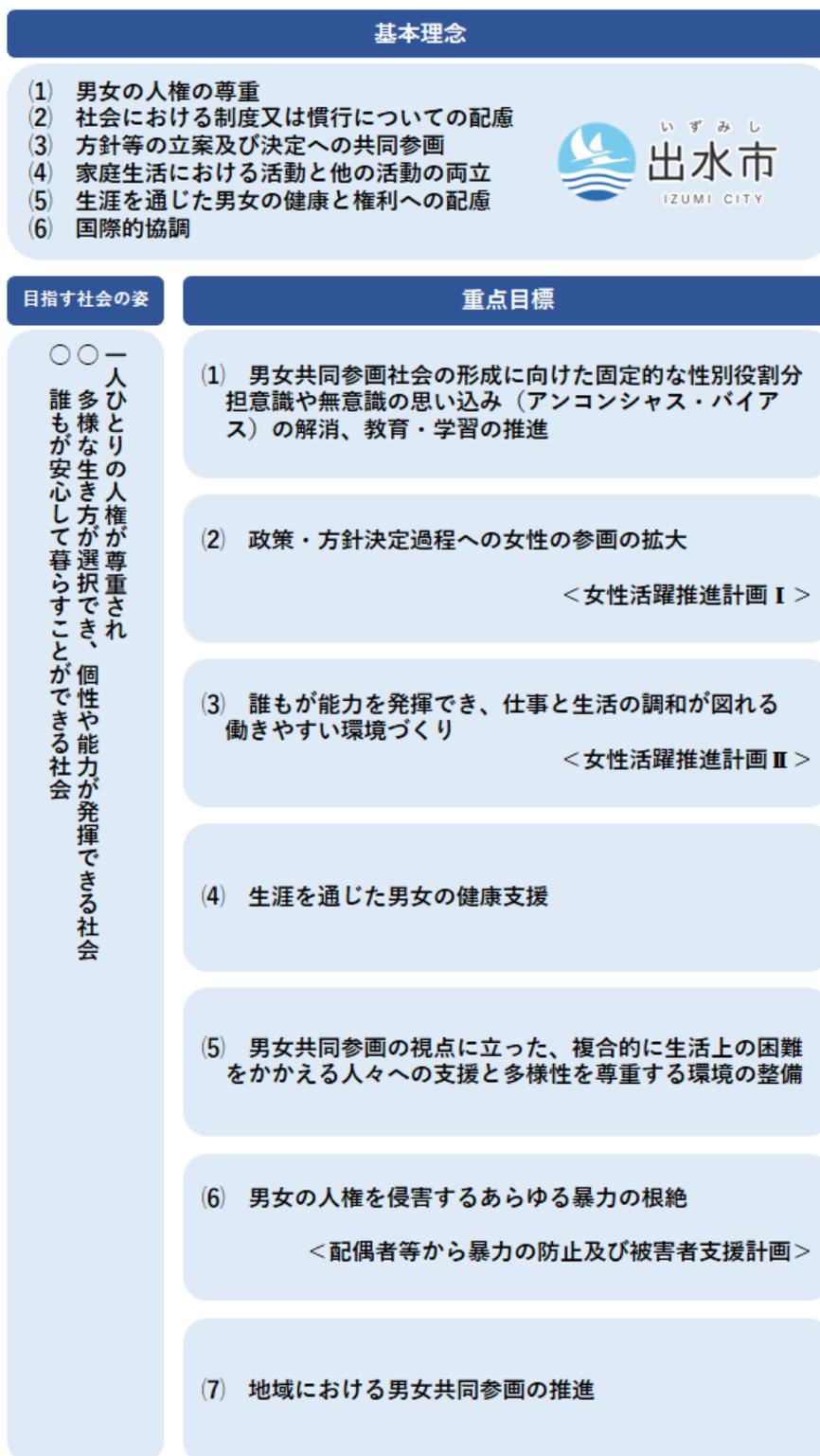
5 重点目標

社会経済情勢の変化や令和4年男女共同参画に関する市民意識調査を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、以下の「重点目標」を設定します。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 誰もが能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり
- (4) 生涯を通じた男女の健康支援
- (5) 男女共同参画の視点に立った、複合的に生活上の困難をかかえる人々への支援と多様性を尊重する環境の整備
- (6) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- (7) 地域における男女共同参画の推進

6 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間



第2章 計画策定の背景



第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

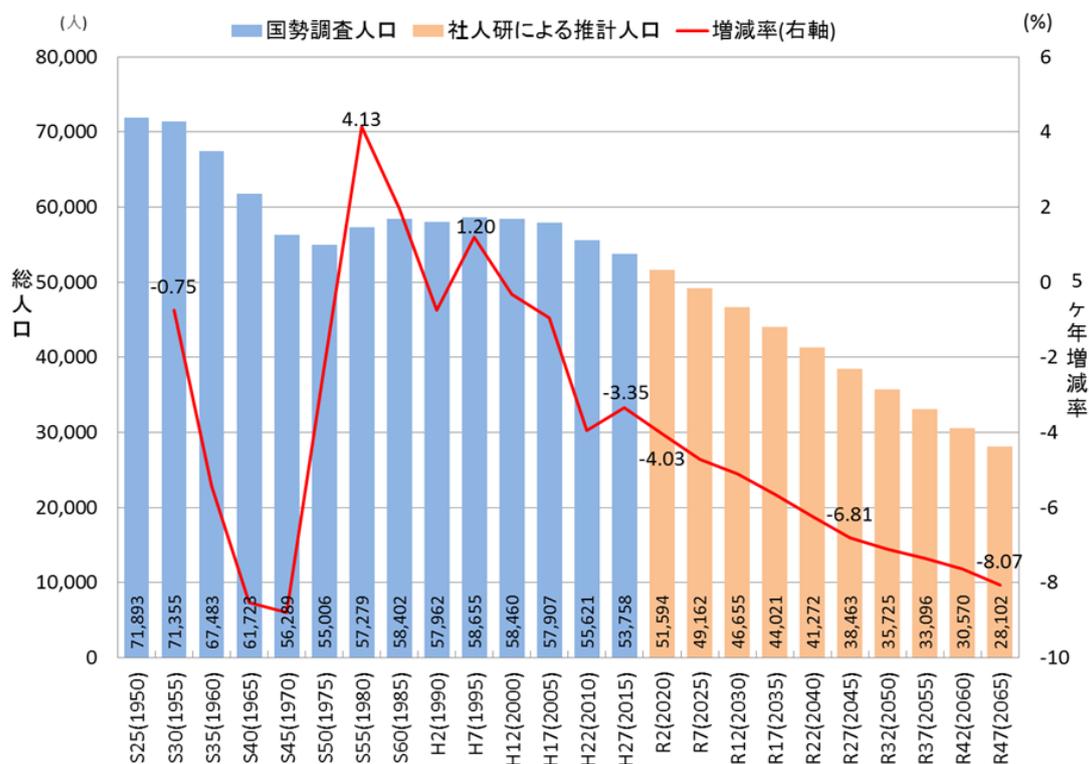
(1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本市の総人口は、昭和25年の71,893人をピークに減少に転じ、令和4年4月1日時点で52,069人となっています。今後も人口減少は続くものとみられ、令和7年には50,000人を割り込み、さらに令和47年には28,102人まで減少すると推計されています。

また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少しますが、老年人口（65歳～）は令和7年まで増加し、その後、減少すると推計されています。

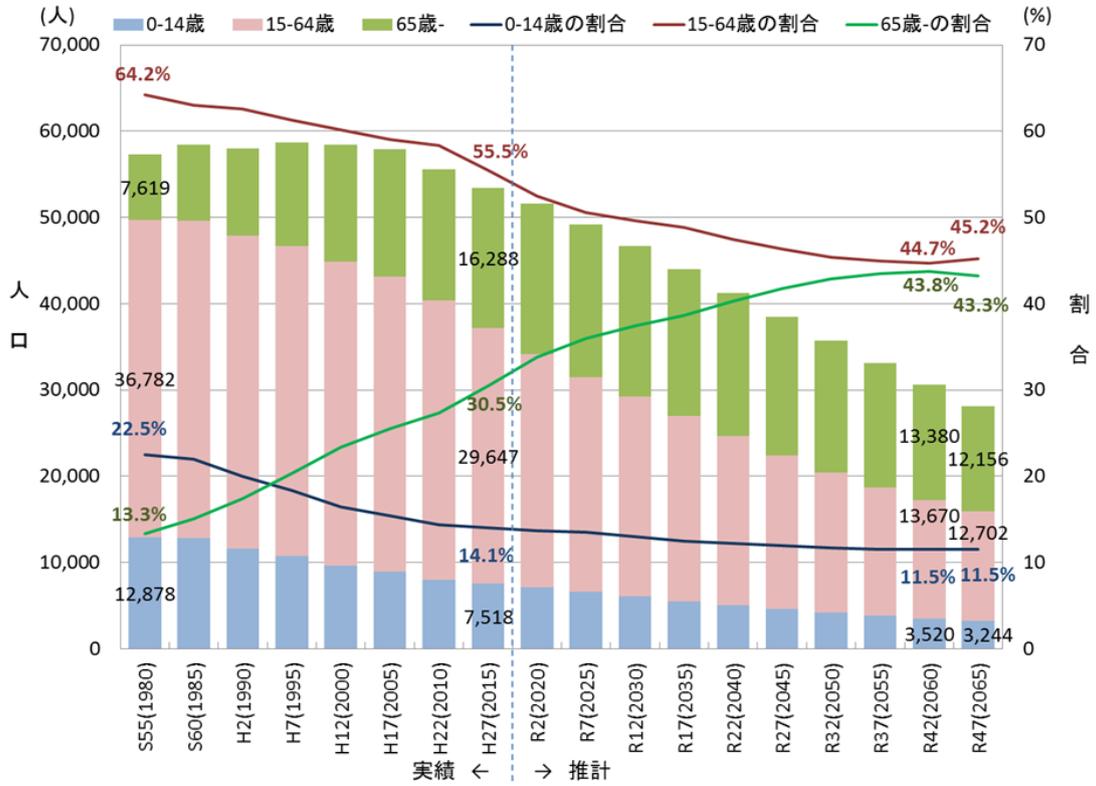
その結果、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和47年には43.3%まで上昇すると推計されています。

■ 人口の長期推移と将来推計（出水市）



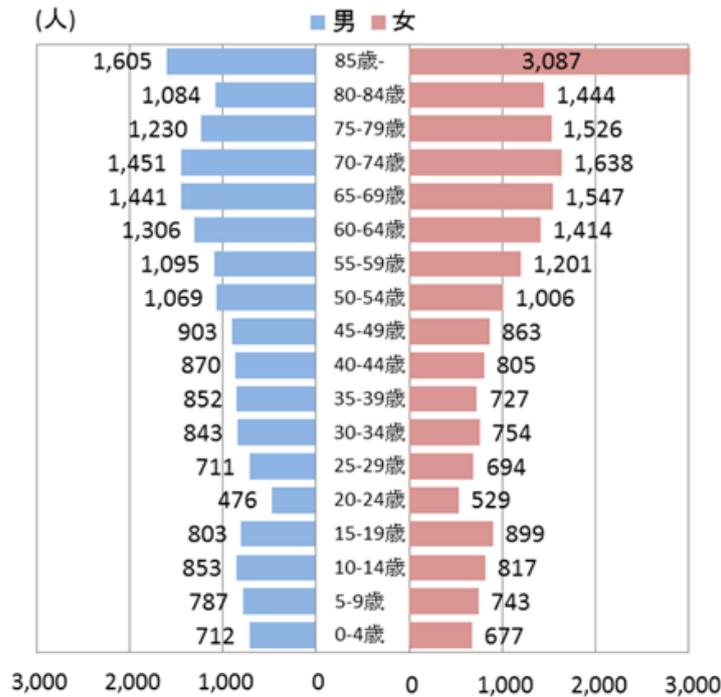
資料：出水市「人口ビジョン2020」

■ 年齢3区分人口及び割合の推移と推計（出水市）



資料：出水市「人口ビジョン2020」

■ 令和27年人口ピラミッド（出水市）



資料：出水市「人口ビジョン2020」

(2) 非正規雇用の増加

鹿児島県の非正規雇用の割合は、増加傾向にあり、性別で見ると男性に比べて女性の方が非正規雇用の割合が高くなっています。

また、貧困について全国状況をみると、平成30年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、相対的貧困率（貧困線に満たない世帯の割合）は、15.4%となっています。特に、大人が一人の世帯では48.1%となっており、貧困率は高くなっています。

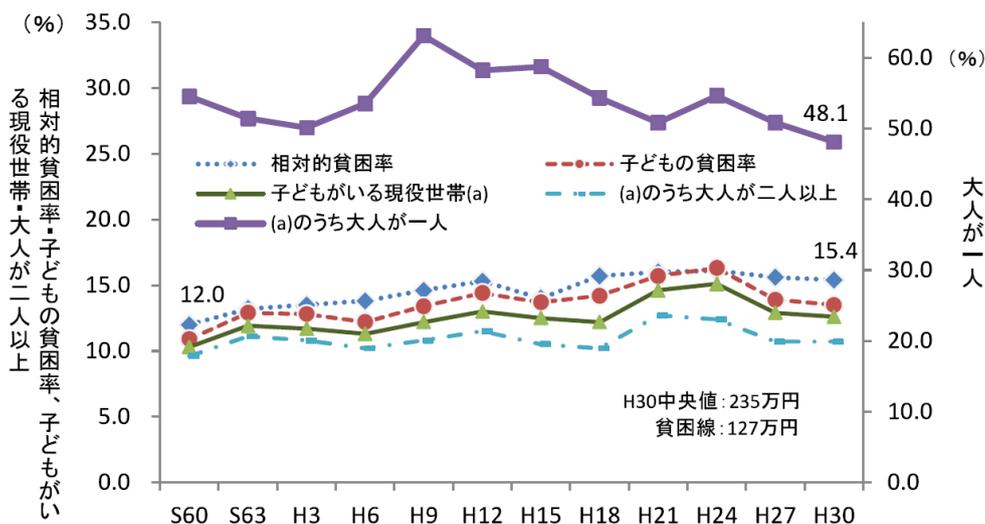
男女別雇用に占める非正規の職員・従業員の割合の推移(鹿児島県)



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

※非正規雇用の割合は、「非正規の職員・従業員」/（「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」）×100

貧困率の年次推移(全国)



H30中央値: 235万円
貧困線: 127万円

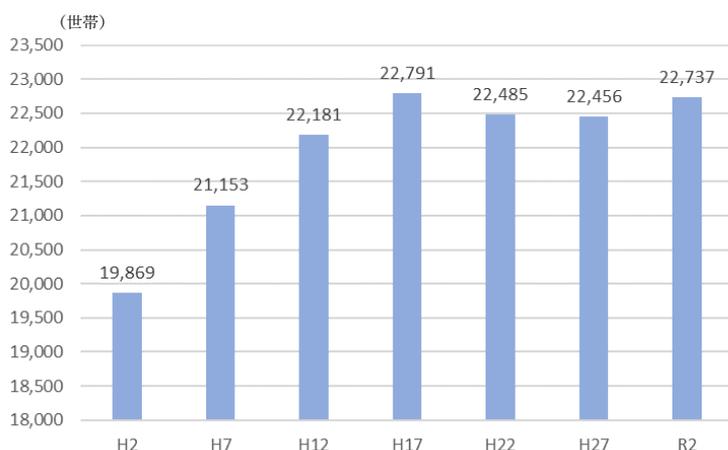
(出所) 厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」より

(3) 家族形態の多様化

本市の総人口は、減少傾向にある一方で一般世帯数は増加傾向にありましたが、平成22年に減少傾向に転じ、令和2年には再び増加しています。

世帯の家族類型別割合は、夫婦と子ども世帯の減少と単独世帯の増加が顕著になっており、一般世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯の割合に比べ高くなっています。また、一般世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合も増加傾向にあります。

■ 一般世帯数の推移（出水市）



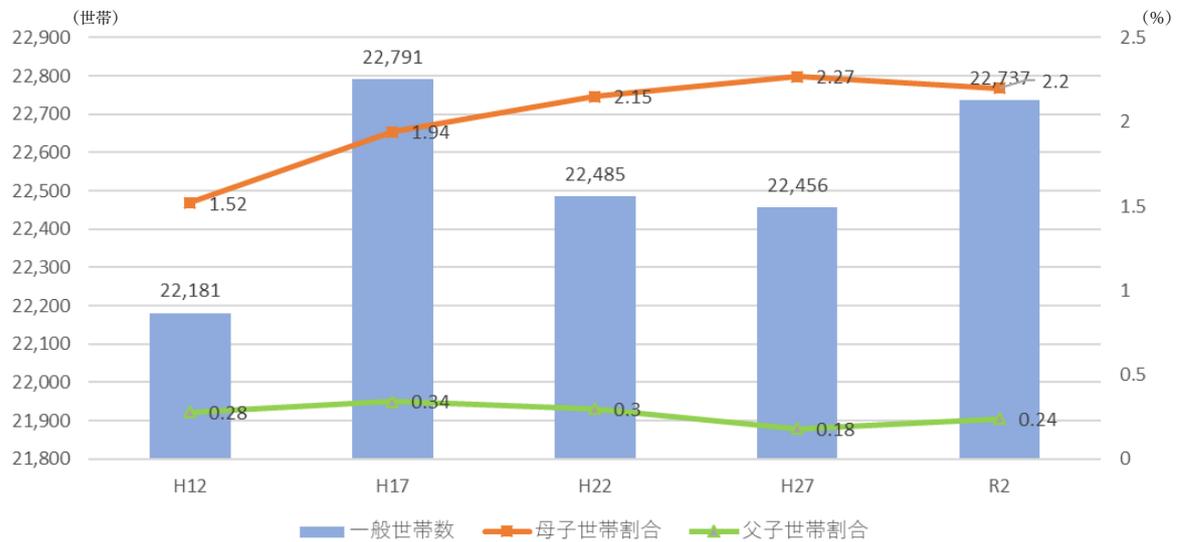
※総務省「国勢調査」をもとに作成

■ 世帯の家族類型別割合の推移（出水市）



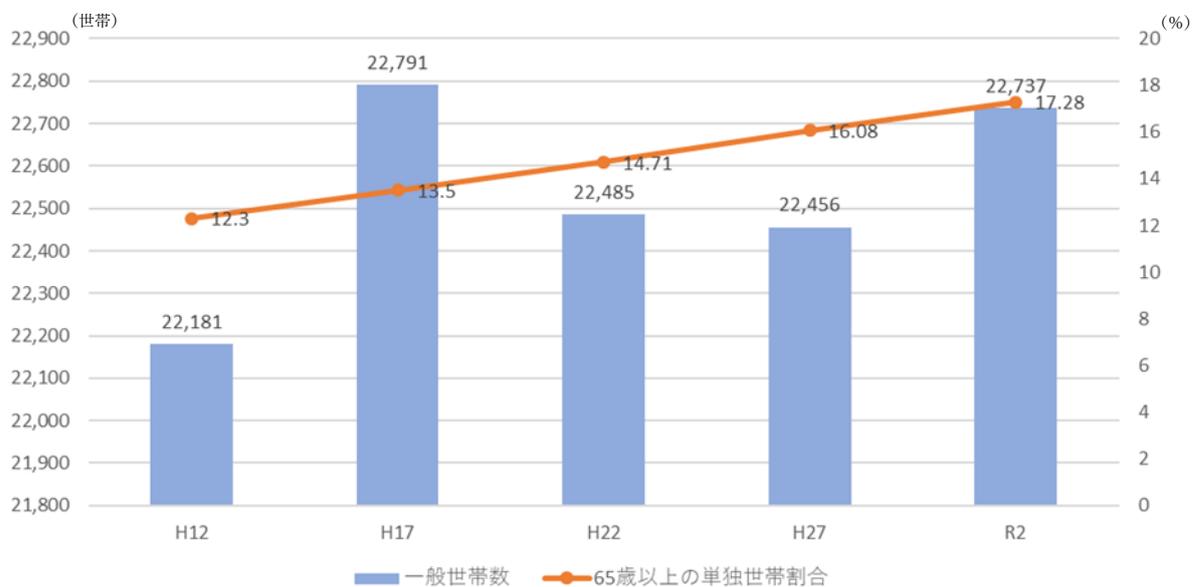
※総務省「国勢調査」をもとに作成

■ 一般世帯数、一般世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移（出水市）



※総務省「国勢調査」をもとに作成

■ 一般世帯数、一般世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合の推移（出水市）



※総務省「国勢調査」をもとに作成

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響

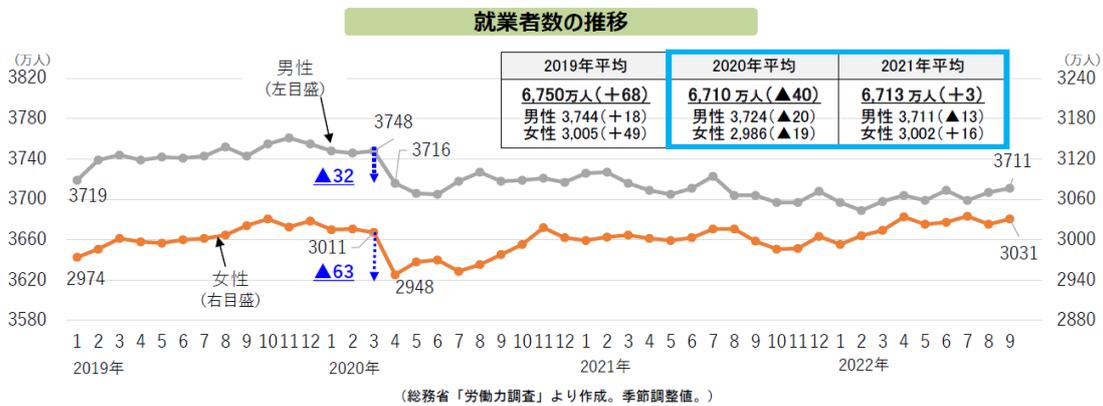
コロナ下の外出自粛や休業等による生活不安・ストレス等の影響は、これまで見過ごされてきた女性をめぐる様々な課題を顕在化させました。

その一方で、テレワークや在宅勤務によって柔軟な働き方が可能になったことは、女性の働きやすさや男性の家事・育児参加を促す好機として捉えられています。

ア 就業者数

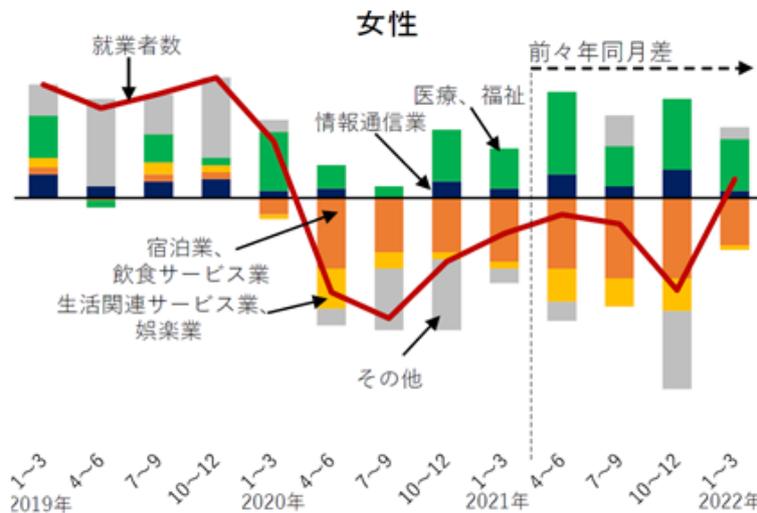
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された令和2年4月には、前の月と比べて男女とも大きく就業者数が減少しました。特に、女性の就業者が多いサービス業が影響を受けており、大きく減少しています。

■ 就業者数の推移（全国）



出典：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

■ 産業別就業者数の前年、前々年同月差の推移（全国）



出典：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

イ DV相談件数

全国のDV*相談件数は、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて約1.5倍に増加しています。

本市のDV*相談件数は、令和2年度に大きく減少しましたが、令和3年度には増加に転じています。なお、相談件数の内訳をみると、全数が女性からの相談となっています。

■ DV相談件数の推移（全国）

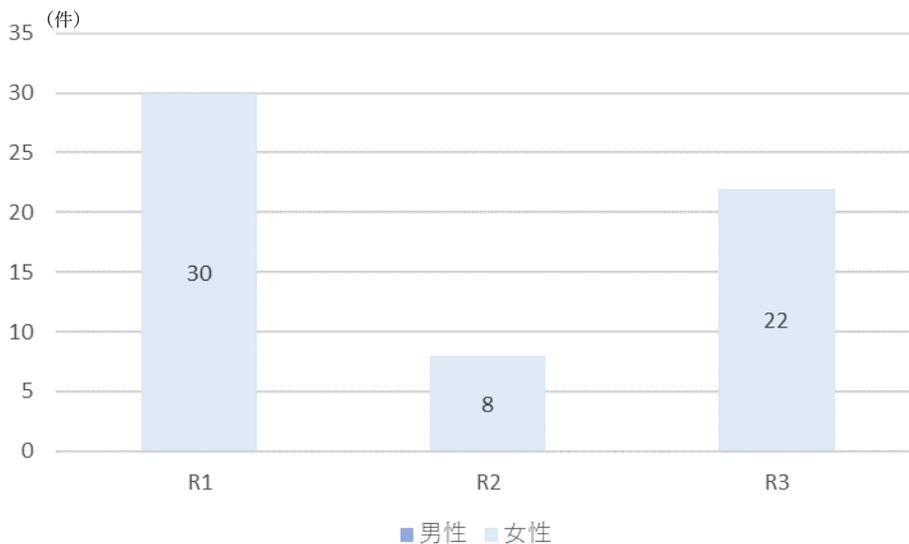
DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、18万2,188件であり、2019年度の約1.5倍。
- ✓ 2021年度の相談件数は、17万7,110件（暫定値）であり、2020年度と比較すると減少しているものの、毎月1万4,000～1万6,000件程度の相談が寄せられており、引き続き高水準で推移。
- ✓ 2022年6月の相談件数は、1万4,849件（前年同月比▲7.4%）となっている。



出典：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

■ DV相談件数の推移（出水市）



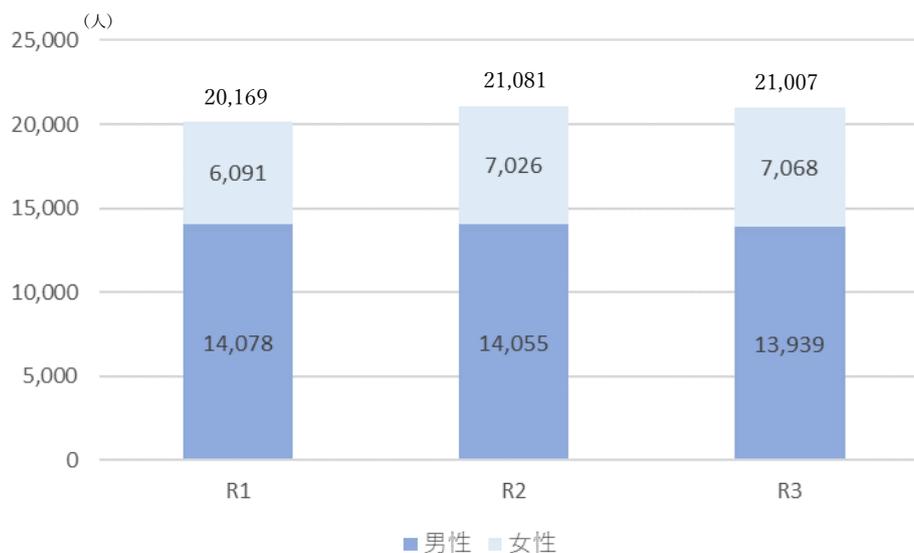
※出水市「DV相談件数」をもとに作成

ウ 自殺者数

全国の自殺者数は、令和2年から令和3年にかけて減少していますが、令和元年と令和3年の自殺者数を比較すると増加しています。また、性別で見ると女性の自殺者は、増加傾向にあります。

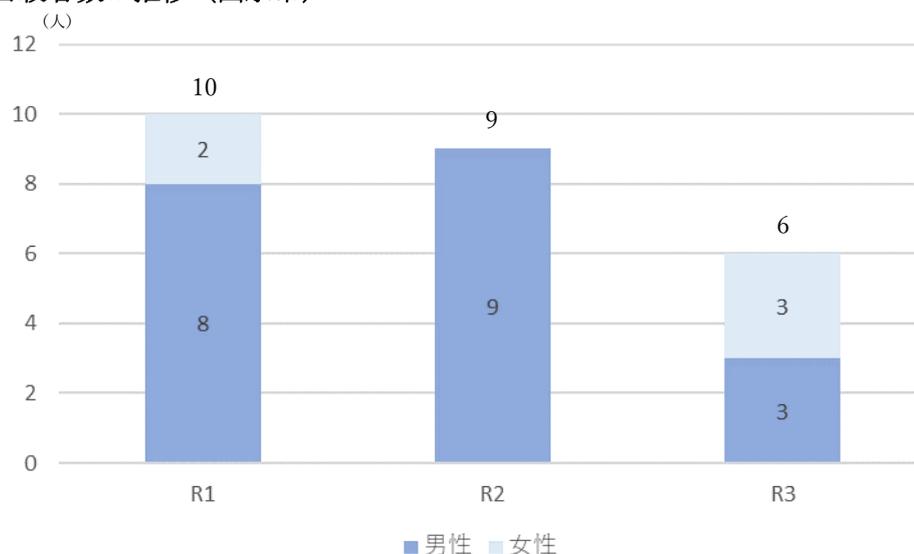
本市の自殺者数は、令和元年から令和3年にかけて減少していますが、性別で見ると令和元年から令和3年にかけて女性の自殺者数は増加しています。

■ 自殺者数の推移（全国）



※警視庁「自殺者数」をもとに作成

■ 自殺者数の推移（出水市）



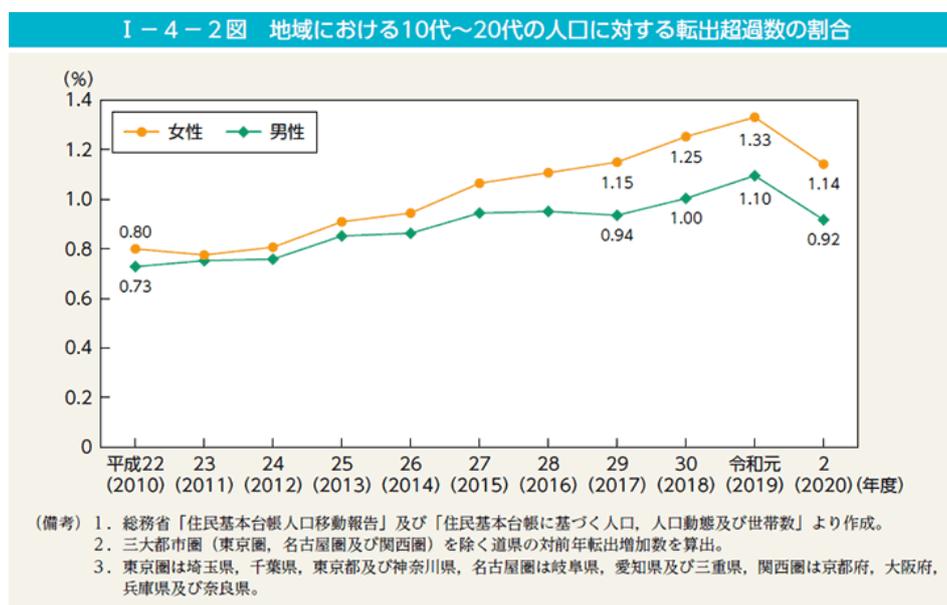
※出水市「自殺者数」をもとに作成

(5) 若年女性を中心とした大都市圏への転入超過

国の第5次男女共同参画基本計画によると、近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増加していますが、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由としては、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」ということが挙げられています。その背景としては、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*が根強く存在しており、女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職者等の理解が足りず、女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが考えられるとしています。

一方で、これまで地方と関わりが少なかった都市部の人々が地方の価値や魅力を再認識し、都市と地方を往来したり、地方に定住するなど「田園回帰」の動きがみられるとしています。

■ 地域における10代～20代の人口に対する転出超過数の割合（全国）



出典：内閣府「男女共同参画白書 令和3年度版」

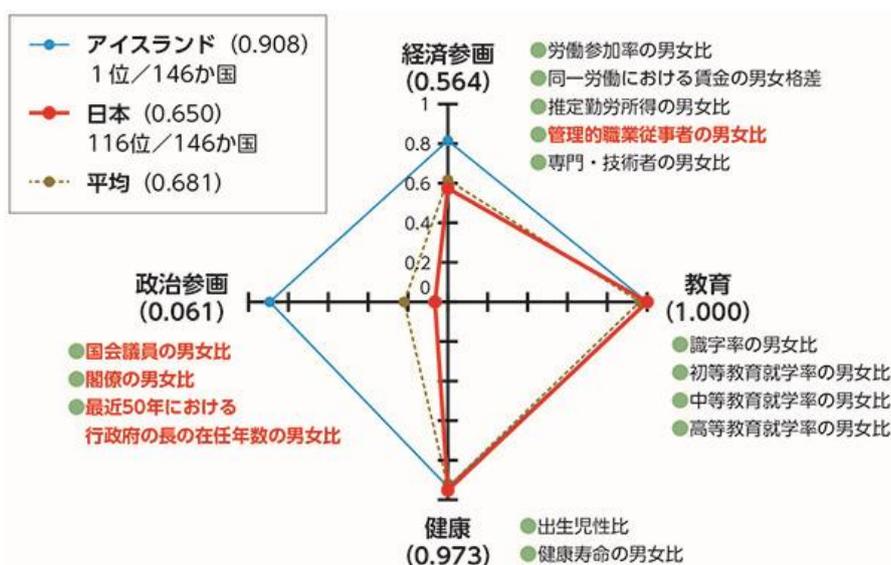
(6) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

ジェンダー*平等の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）の5番目の目標として掲げられ、全ての人々の人権を実現し、ジェンダー*平等と全ての女性のエンパワメントを達成することを目指すための取組が世界各国で加速しています。



諸外国では、新しい社会を切り開く観点から政治や経済分野でのジェンダー*平等が進められており、諸外国と比較すると日本の推進状況は遅れています。

「世界経済フォーラム」が令和4年に発表した「ジェンダー*・ギャップ指数（経済・教育・健康・政治の4分野における男女格差の指数）」では、日本の順位は146か国中116位となっており、政治・経済分野での格差が大きく、G7では最下位となっています。



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

出典：内閣府ホームページ

2 国・鹿児島県・出水市の主な動き（第2次計画策定後の動き）

(1) 国の動き

ア 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の成立

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。また、令和3年6月に同法が一部改正され、政党等は、候補者の選定方法の改善やセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等への対策、国・地方公共団体には、政治分野における男女共同参画の推進に関し必要な施策を策定し、実施することなどが明記されました。

イ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、フレックスタイム制*の清算期間の延長など多様で柔軟な働き方の実現、短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止など雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずることを内容とする「働き方改革関連法」が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されています。

ウ 「女性活躍推進法」の改正

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画策定義務の対象を、従業員301人以上から101人以上の企業へ拡大することや、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度「プラチナえるぼし*」の創設などを内容とする「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されています。

エ 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性を巡る諸課題など、社会情勢の現状及び課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層と加速させるため、令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

オ **「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成23年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及び「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」の改正**

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、令和3年6月に育児・介護休業法等が改正され、産後パパ育休（出生時育児休業）制度の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置が定められ、令和4年4月から段階的に施行されています。

カ **「女性デジタル人材育成プラン」の策定**

コロナ下で厳しい環境にある女性の就業に資することを目的として、デジタルスキルの向上とデジタル分野への就労支援の具体策を盛り込んだ総合的な対策が、令和4年4月に男女共同参画会議で決定されました。

キ **「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）」の成立**

AV出演者の心身や私生活に将来にわたり生じる重大な被害を防止し、現に被害を受けたAV出演者の救済を図るための法律が令和4年6月に成立、施行されました。

ク **「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」の成立**

女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする「売春防止法（昭和31年法律第118号）」から脱却させ、「孤独・孤立対策」といった視点を含む新たな支援の枠組みを構築するための新法が、令和4年5月に成立し、一部を除き、令和6年4月から施行されることとなりました。

(2) 鹿児島県の動き

ア 「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

令和3年10月に、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

イ 「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施

令和3年10月から11月にかけて、男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を把握し、女性がその個性と能力を十分に発揮できる職場環境整備の一層の推進を図ることを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「男女共同参画に関する企業実態調査」を実施しました。

ウ 「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の中間評価（到達状況評価）の実施

第3次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価（到達状況評価）を行いました。

(3) 出水市の動き

ア 「安心サポートセンター」の設置

令和元年9月に児童、高齢者、障害者への虐待やDV*などの相談窓口を集約した「安心サポートセンター」を設置しました。

イ 「配偶者暴力相談支援センター」の設置

令和4年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。

ウ 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

令和4年5月に市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握することを目的として18歳以上の市民を対象として「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

第3章 計画の内容



第3章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進

(1) 現状と課題

社会における制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが、その中には、男女共同参画の視点からみた場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、本来尊重されるべき個人の多様な選択に影響を及ぼし、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*などを内包しており、長年にわたり形成され、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きく影響しています。

令和4年男女共同参画に関する市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識*について、今回調査と平成27年度調査を比較すると、「肯定」が減少し、「否定」が増加しました。

その一方で、「男女の地位の平等感」については、依然として「政治の場」や、「社会通念・慣習・しきたりなど」や、「地域社会の中」において、「男性優遇」と感じている人が多い状況です。

そのため、市の施策をはじめ、家庭、職場、学校、地域等における慣行について、固定的な性別役割分担意識*を助長するものではないか、性別により機会の不平等をもたらすものではないかを点検し、見直しを進めるとともに、市民一人ひとりが男女共同参画を「自分のこと」と認識し、個々の主体的な取組として広がるよう、一人ひとりにより身近な広報・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画の意識が子どもから高齢者まで広く市民に醸成されるよう、人々の意識形成に大きな影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成の基礎となる教育・学習の更なる充実を図る必要があります。

中でも、将来を見据えた子供たちの自己形成につながることから、子どもを対象とした学校教育や家庭教育における取組は重要であり、令和4年男女共同参画に関する市民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために市が力を入れるべきこと」として、約4割が「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実」を挙げています。

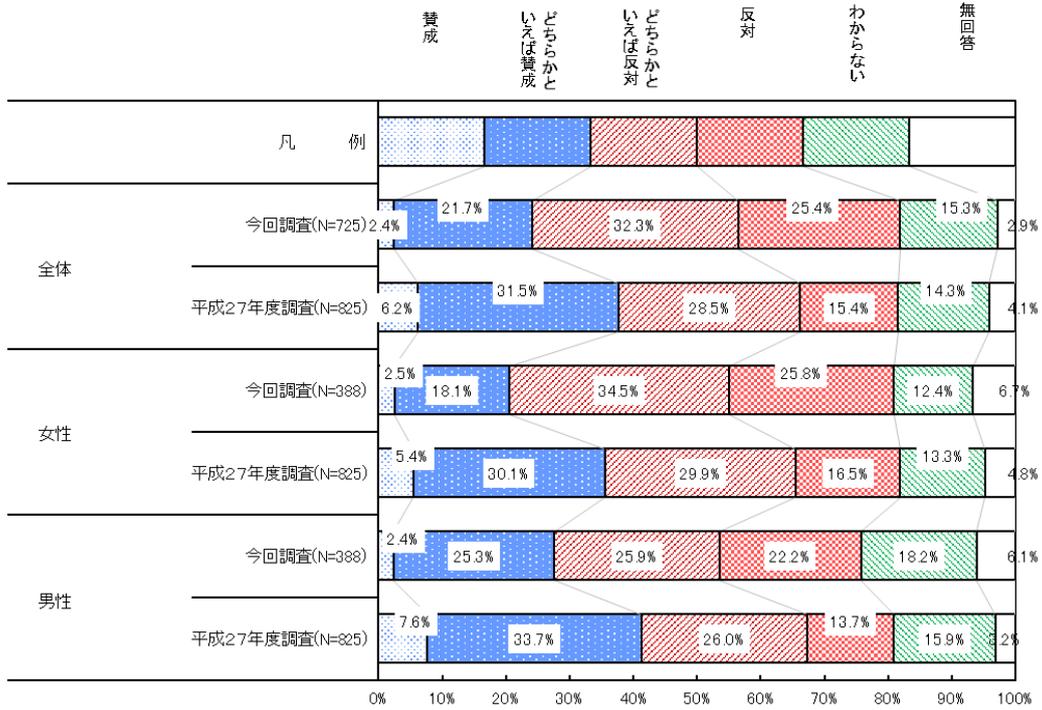
このことから、学校において、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育む人権教育・男女平等教育と併せて男女共同参画の視点に立ったキャリア教育*を推進します。また、

家庭教育においては、家庭における教育・子育てに関する法律の規定に男女共同参画の視点を取り込むとともに、社会教育全般においても、長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

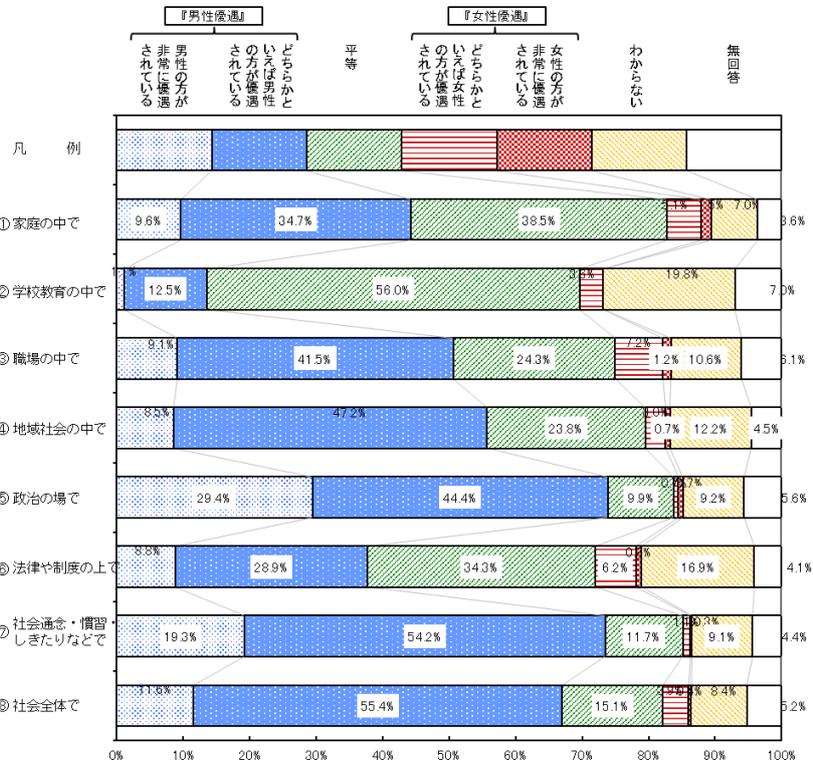
さらに、多様な性の在り方が尊重されるよう、性的指向*・性自認*を理由とする差別や偏見の解消に向けて、学校教育、家庭教育、社会教育における教育・学習を推進し、多様な機会を捉えるよう、広報・啓発活動を行います。



■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（出水市）

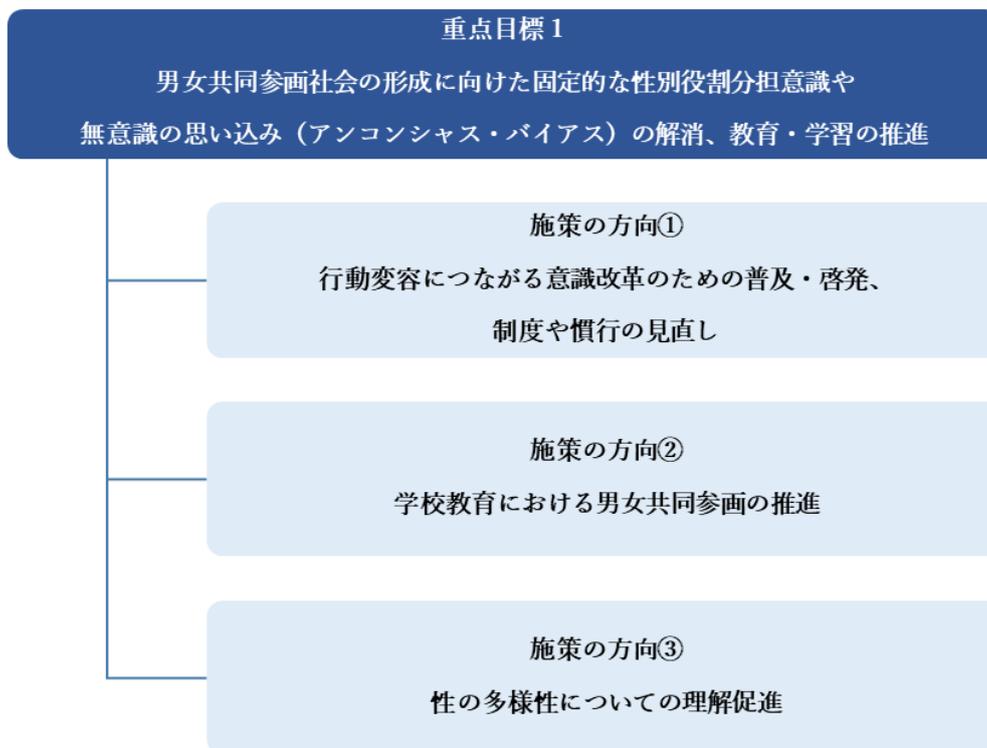


■ 男女の地位の平等感（出水市）



資料：出水市「令和4年男女共同参画に関する市民意識調査」

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 行動変容につながる意識改革のための普及・啓発、制度や慣行の見直し

1. 広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供

男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう、「出水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえた講座等を実施し、男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*等の解消を図ります。

また、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいように配慮するとともに、家庭・職場・地域等における一人ひとりの主体的な取組が促進されるよう、講座の内容等について考慮します。

2. 男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の形成に関する基本的な知識や本市の現状、社会的動向について、市の広報紙への掲載等多様な機会を捉えた情報提供を行います。

また、男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*等について、「自分のこと」として認識されるよう、県の男女共同参画地域推進員と連携・協力し、広報・啓発活動を行います。

施策の方向① 行動変容につながる意識改革のための普及・啓発、制度や慣行の見直し

3. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

年齢や性別に関わりなく、広く市民に多様な内容で提供される生涯学習は、市民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあり、男女共同参画の視点に立った教育の推進に努めるとともに、学習内容の企画・実施等に当たって、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものでないかなどに配慮します。

また、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいよう、配慮します。

4. 男女共同参画社会の形成に向けた全庁的な理解の共有と意識の啓発

市の政策を立案する際、男女共同参画の視点を取り込むため、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画意識の普及・啓発を図る職員研修を行います。

5. 男女共同参画の視点に立った施策の推進

市が実施する施策について、男女共同参画の視点に立った進行管理の充実を図るとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、必要に応じてジェンダー*統計を整備します。

施策の方向② 学校教育における男女共同参画の推進

6. 男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育の推進

男女共同参画は、個人の尊重と男女平等の理念を包含し、事実上の平等を目指しています。その阻害要因である固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*に捉われず、児童生徒一人ひとりの男女平等意識を育み、自らが人権の主体として自己肯定感や自尊感情を高めることを基礎とする人権意識の醸成に向けて、「出水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育を推進します。

7. 学校における男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育*の推進

子どもの頃からの発達段階に応じた総合的なキャリア教育*を推進します。また、性別にかかわらず児童生徒一人ひとりが、望ましい職業観や勤労観をもち主体的に進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるよう、キャリア教育*、進路・職業選択の指導に当たって、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*に捉われることのないよう、配慮を行います。

施策の方向② 学校教育における男女共同参画の推進

8. 学校教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための学習機会及び情報提供の推進

教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者（幼稚園教諭を含む教職員、保育士等）が男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるよう、市・県・関係機関等が実施する男女共同参画についての学習機会への参加促進と情報提供を行います。

施策の方向③ 性の多様性についての理解促進

9. 性の多様性に関する啓発、相談対応

多様な性の在り方が尊重されるよう、性的指向*・性自認*について正しい理解を促進し、それらを理由とする偏見や差別の解消を図る啓発活動を行うとともに、相談に適切に対応します。

学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、性の多様性に関する理解を深める教育を推進します。

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

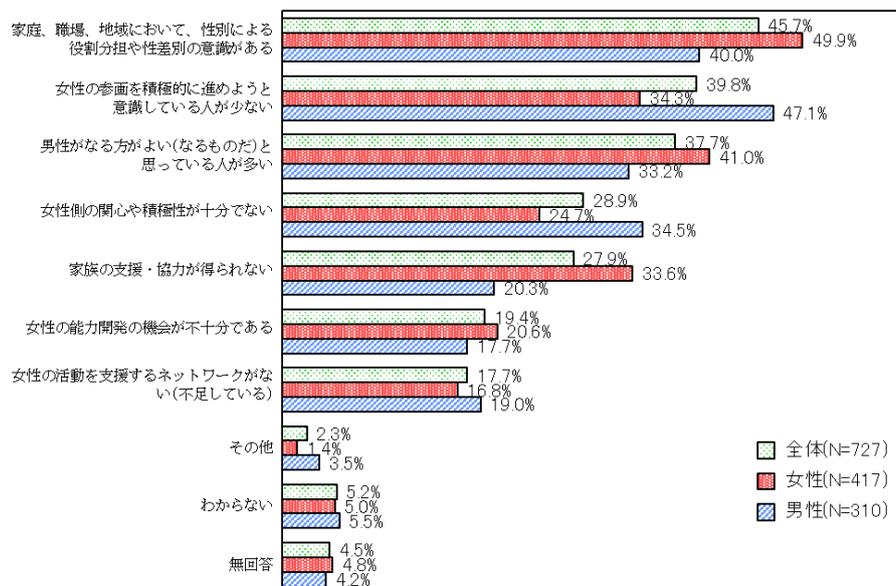
また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が固定的な性別役割分担意識*に捉われることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

令和4年男女共同参画に関する市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない原因として、「家庭、職場、地域において、性別による固定的な役割分担や性差別の意識がある」が最も多く、次いで「女性の参画を積極的に進めようとして意識している人が少ない」、「男性になる方がよい(なるものだ)と思っている人が多い」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の割合は、24%（令和4年4月1日時点）で、目標値である30%を達成できておらず、政策・方針決定過程への女性の参画は、依然として十分ではない状況です。

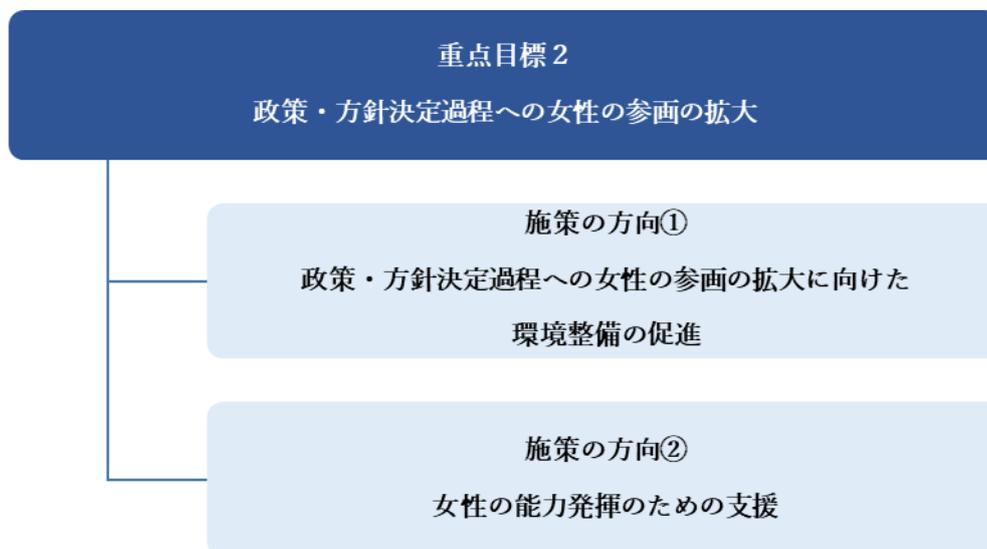
そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境を整備することが必要です。

■ 女性の参画が少ない原因（出水市）



資料：出水市「令和4年男女共同参画に関する市民意識調査」

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進

1.0. 男女共同参画に関する男性の理解の浸透を図るための啓発の促進

固定的な性別役割分担意識*の状況は、依然として女性より男性に強く残っており、特に、企業・団体等組織の経営者や管理職者等の男女共同参画意識は、女性の参画の状況に影響を及ぼしています。そのため、あらゆる分野の持続可能な組織経営に要請されるダイバーシティ*推進の観点からも、その基盤を成す男女共同参画・ジェンダー*平等への男性の理解を図る必要があります。関係機関・団体等と連携した学習機会の提供や情報提供を行います。

1.1. 雇用分野における女性の参画の拡大を図る取組の推進

「女性活躍推進法」についての普及・啓発を図るとともに、事業所の主体的な取組が促進されるよう、学習機会の提供や情報提供等を行います。

1.2. 市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の推進

年度ごとに女性の登用状況の「見える化」を行います。また、数値目標の達成に向けた計画的な登用を推進します。改選時に当たっては、多様な視点が反映されるよう、人材の固定化に留意し、推薦を依頼する団体への協力要請や公募制度の充実に努めます。

1.3. 市における女性職員の管理職登用推進

「女性活躍推進法」を踏まえ、「特定事業主行動計画」に基づき管理職への女性の登用を推進します。

1.4. 自治会等地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進

地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的な性別役割分担意識*に基づく運営や活動の在り方等の慣行の見直しに向けた啓発を行います。

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進

15. 「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法の活用が必要です。

また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの育成も重要な課題です。そのため、県や関係機関と連携・協働し、地域づくりに関する学習機会の提供や情報提供に努めます。

施策の方向② 女性の能力発揮のための支援

16. 女性の能力開発のための支援

女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、県や関係機関が実施するキャリアアップのための能力開発に係る学習機会の情報提供等を通じた支援を行います。

17. 農林水産業や商工業等の自営業分野における女性の経営参画の促進

農林水産業や商工業等の自営業において、女性が経営方針等決定過程に参画するために県や関係機関が実施する経営者として必要な知識・技術を習得する機会の情報提供等を通じた支援を行います。

重点目標3 誰もが能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり

(1) 現状と課題

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、誰もが生き生きと希望する働き方ができる環境づくりは、社会経済にとって、その活力の向上の観点からも極めて大きな意義があります。

本市における女性の年齢階級別労働力率については、35歳から39歳で最も低下しており（82.9%）、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっています。

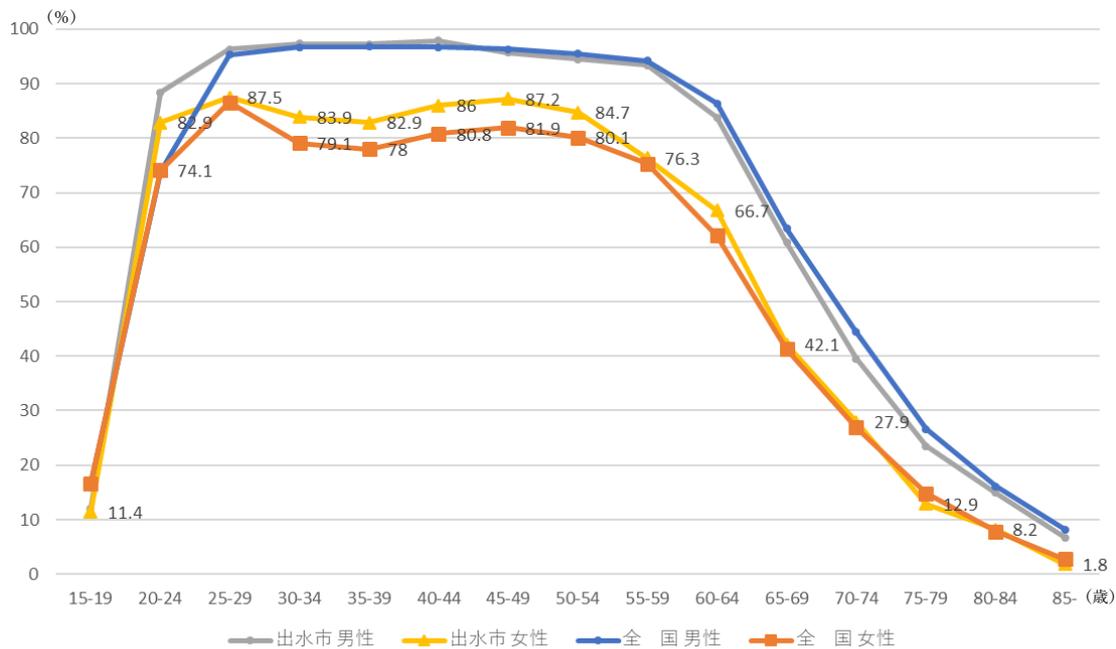
パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面があるものの、給与水準が低く、長期的なキャリア形成を困難にしており、職場で経験や知識を蓄積することができなくなっているなどの現状があります。

また、家事・育児・介護等の多くを女性が担っているという現状を踏まえると、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加できるよう、普及・啓発を行う必要があるとともに、女性のみならず男性にとっても働きやすい環境づくりを進めるために、男性片働き世帯が多い時代に形成された長時間労働等を前提とする男性中心型労働慣行を脱却し、テレワークの導入やデジタル技術の活用による多様で柔軟な働き方を推進することが重要です。

さらに、農林水産業や商工業等の自営業分野においても、性別にかかわらず均等な機会と待遇のもとで能力を発揮できる環境を整備し、女性の経営への参画を促進する必要があります。

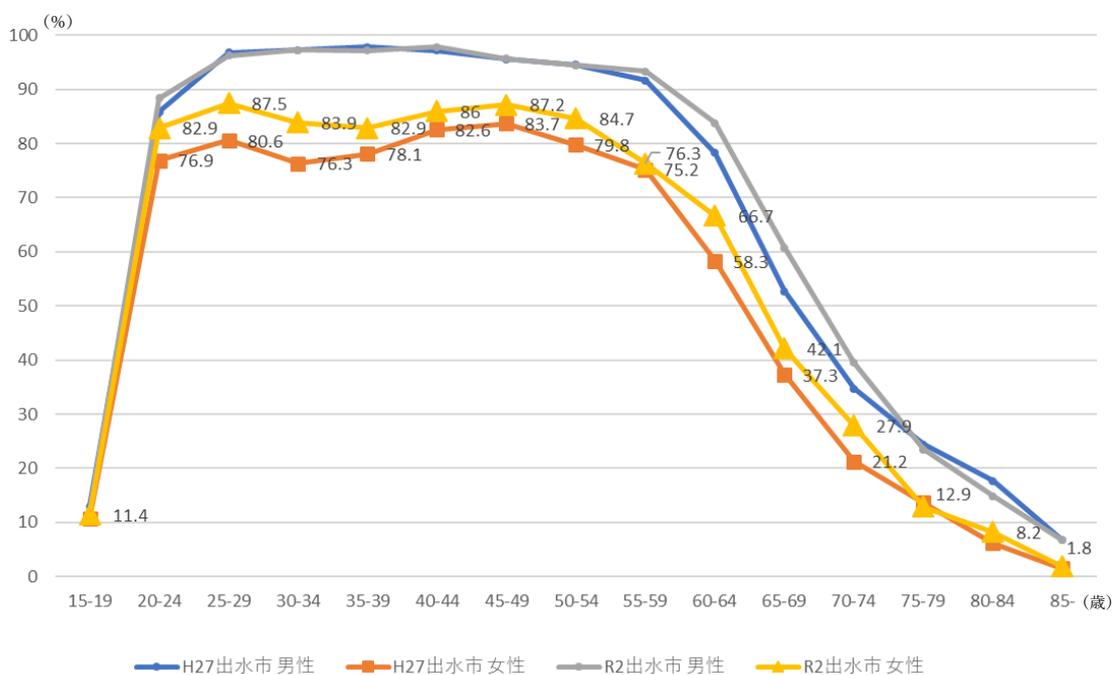
このように、働くことを希望する全ての人が、仕事と生活の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるようにするためには、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、事業所における経営者等の意識や職場風土を改革することが重要です。

■ 男女別年齢階級労働力率（全国と本市の比較：令和2年）



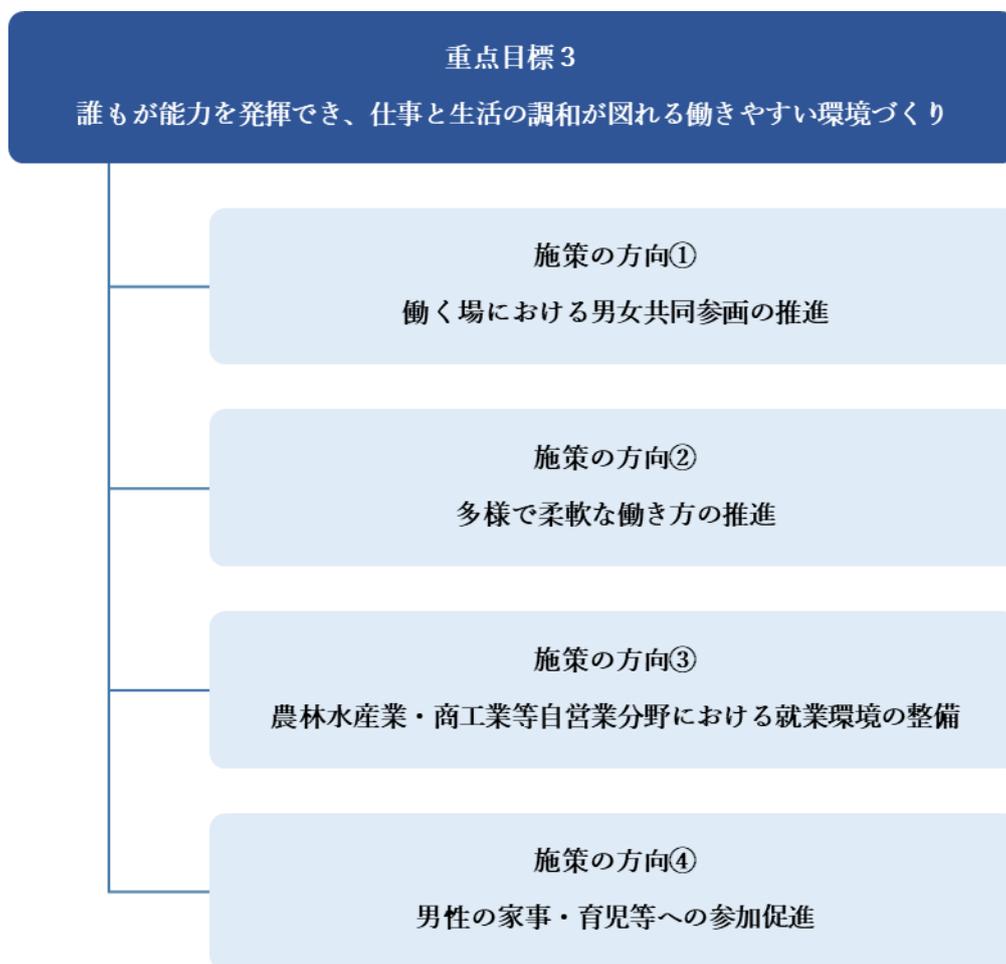
※総務省「国勢調査」をもとに作成

■ 男女別年齢階級労働力率（本市の平成27年と令和2年の比較）



※総務省「国勢調査」をもとに作成

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 働く場における男女共同参画の推進

18. 経営者・管理職者等を対象とした意識啓発や職場風土改革

働く場における男女共同参画を実現するためには、企業の経営者・管理職者等の意識改革が最も重要であることから、固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*の解消、ハラスメントの防止等に向けた意識啓発等に関する学習機会の提供や情報提供等、県や関係機関等と連携した取組を行います。

19. 雇用の分野における男女の機会と待遇の確保等に関する関係法令の普及・啓発

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等、関係法令の幅広い周知・啓発を図り、働く場における男女共同参画を推進します。

施策の方向① 働く場における男女共同参画の推進

20. セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等の防止に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等の防止に向けた事業所の主体的な取組が促進されるよう、関係機関・関係団体との連携による啓発活動を行います。

21. 雇用に関する各種相談への対応

雇用の場における差別や就業条件その他労働に関する相談を必要とする人に対し、相談窓口の紹介等、関係機関との連携による適正な対応を行います。

22. 女性のキャリアアップ等に関する支援

女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための支援を行います。

施策の方向② 多様で柔軟な働き方の推進

23. 多様で柔軟な働き方の実現に向けたワーク・ライフ・バランス*の推進

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方改革を推進することで、多様で柔軟な働き方を実現し、誰もが仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることを可能にするための意識啓発を行います。

施策の方向③ 農林水産業・商工業等自営業分野における就業環境の整備

24. 農林水産業や商工業等の自営業分野における就業環境の整備

農林水産業や商工業等の自営業において、女性が家族従業員として果たしている役割が適正に評価され、その貢献に見合う賃金の確保、経済的地位の向上、女性が働きやすい就業環境の整備が促進されるよう、県や関係機関等と連携した啓発を行います。

施策の方向④ 男性の家事・育児等への参加促進

25. 男性の意識改革と家事・育児等参加への機運の醸成

固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*による家事・育児等の負担が、より女性にかかっている現状は、特に職業生活における女性の活躍推進を阻む要因となっているとともに、男女の個人としての生き方・働き方の主体的な選択にも影響を及ぼしています。そのため、男女が共に家庭的責任を担うことができるよう、男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進や意識の改革を図るための啓発を図り、男性の家事・育児等参加への機運を醸成するため、県や関係機関等と連携した取組を行います。

26. 仕事と育児や介護との両立を図るための制度等の周知

性別にかかわらず一人ひとりのライフスタイル、ライフイベントに応じた多様な働き方の選択ができるよう、育児・介護休業法やその他関係法令の周知に努めます。

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基盤を成す課題です。全ての人々が健康を享受できるよう、心身及びその健康について主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことに加え、男女が、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮することが必要です。また、生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関係することから、男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進が必要です。

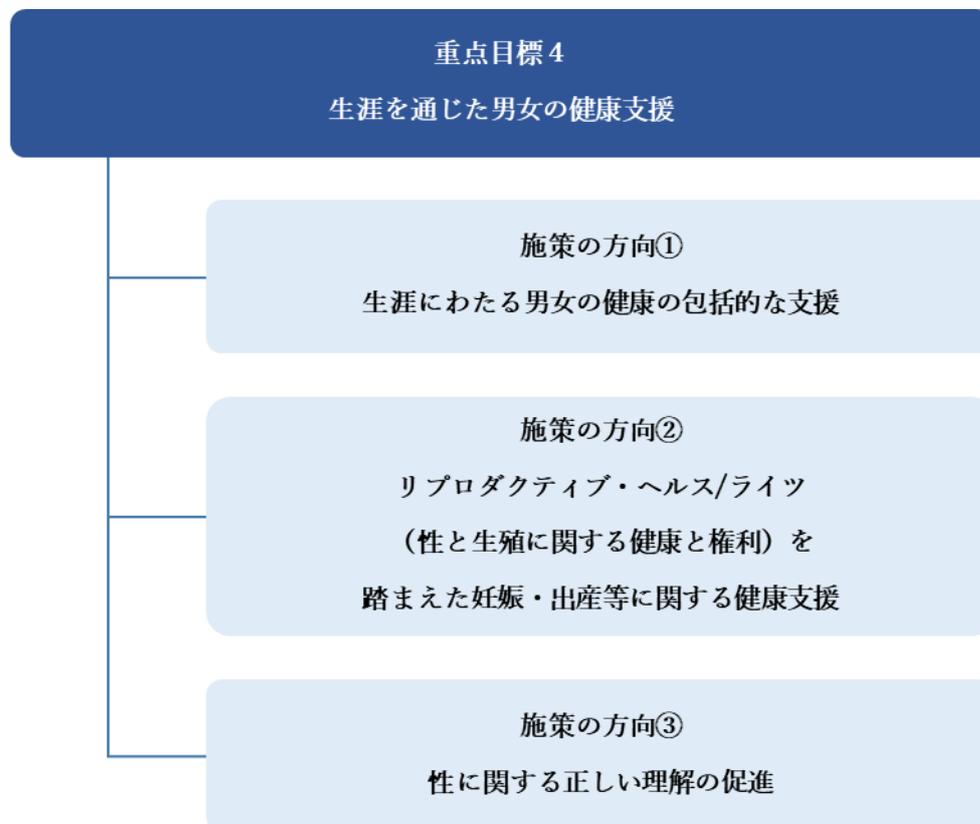
女性については、男性とは異なり、妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があることから、年代によって心身の状況が大きく変化するという特性があり、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴う健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。また、望まない妊娠や性感染症について、性に関する正しい知識や情報が不足していること、特に望まない妊娠に関しては、その背景にあるジェンダー*に起因する男女の不平等な関係が、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む要因となっていることを、男女双方が理解することが重要です。さらに、近年、顕在化した「生理の貧困」は、経済的な理由等で生理用品を購入できないということにとどまらず、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題です。

このようなことから、女性の尊厳が尊重され、女性が、生涯安心して安全な性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

一方、男性については、女性に比べて、生活習慣病のリスクのある人の割合が高くなっています。また、根強い固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*により悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向にあることが、男性の自殺者が多い状況に影響しています。本市においても、自殺者は男性が多い傾向にあり、その原因となる経済・生活問題や勤務問題等の背景に、男性自身の「男性としてあるべき姿」へのとらわれがあることに注視する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の就業や生活へ甚大な影響を与えており、女性の自殺者も増加しています。

このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も含めた心身の健康支援を進める必要があります。

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

27. 心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供

男女が生涯を通じて、心身の健康状態に応じて適切な自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。特に、妊娠や出産をする可能性のある女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高めることで、生涯を通じた男女の健康づくりへの機運の醸成を図ります。

28. 男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的違いに配慮し、女性特有の健康に係る諸課題に対応するとともに、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が低く、また、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、生涯を通じた男女の健康づくりを支援する取組を推進します。

29. がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及・啓発

女性特有の疾患に対応した検診である子宮がん検診や乳がん検診の受診率の向上、早期発見・予防のための普及・啓発や、女性が受診及び相談しやすい環境整備を推進します。

施策の方向① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

30. 男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供

生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえ、全ての人がスポーツを楽しむことができる環境を整備し、運動機会の提供を図ります。

施策の方向② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援

31. 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」についての理念の普及・啓発

男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の重要性について、市民への理解の浸透を図る普及・啓発を行います。

32. 妊娠・出産期における健康管理の充実

妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。

33. 不妊・不育治療*に関する支援の充実

不妊・不育に対する相談に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の視点に留意しながら、関係機関との連携を図り治療に関する情報提供に努めます。

施策の方向③ 性に関する正しい理解の促進

34. 性に関する正しい知識の普及

個人が自ら将来のデザインを主体的に描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動をとることができるようにするため、学校等において、関係機関と連携して人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点に立った性教育を行います。

重点目標5 男女共同参画の視点に立った、複合的に生活上の困難をかかえる人々への支援と多様性を尊重する環境の整備

(1) 現状と課題

人生100年時代の到来に伴い、日本の女性の半分以上が90歳まで生き、また、離婚件数は結婚件数の3分の1となるなど、女性の人生と家族の姿は多様化しています。その一方で、女性は出産・育児等により就業を制限又は中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女間格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

このような状況の背景には、固定的な性別役割分担意識*に基づく制度や慣行、ジェンダー*に起因する男女の不平等な関係による影響があり、その影響は、世代をわたり、高齢期に達するまでの働き方に及び、特に、高齢単身女性の貧困率は高い状況にあります。

また、女性をめぐる困難や課題は、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻など多岐にわたる様々な問題が絡み合い複雑化、多様化、複合化しており、このような状況が、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化しました。

そのため、女性の人権が尊重され、女性の福祉がさらに増進されるよう、複合的に困難な状況に置かれている女性への包括的な支援を行うことが必要です。

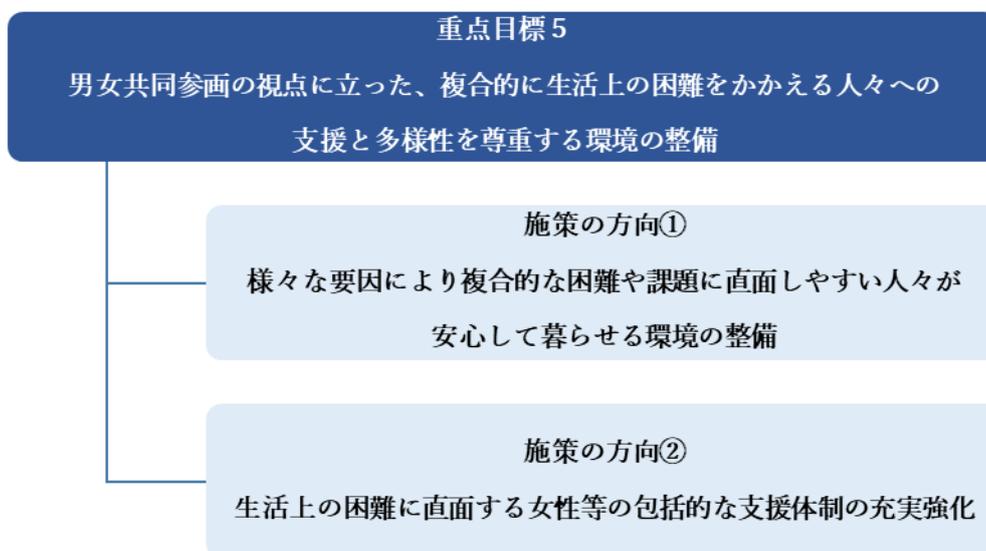
一方、固定的な性別役割分担意識*に基づく制度や慣行は、男性の家庭や地域との関わり方や働き方にも影響しており、特に、単身世帯や父子世帯、介護中において、地域から孤立する状況の中で、生活上の様々な困難が潜在化し深刻化する傾向があります。

また、子ども・若者が複合的に困難に直面する状況にも、経済的困窮、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡んでおり、多くの場合、その親である世代の貧困・格差の状況が引き継がれています。このような貧困・格差の次世代への連鎖を止めることは、社会・経済の持続可能性の観点からも重要であり、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、それぞれが置かれている困難な状況に影響を及ぼす様々な要因を的確に捉え包括的に支援する必要があります。

さらに、性的指向*・性自認*に関すること、障がいがあること、外国人であることやルーツが外国であること等を理由として困難を抱えている人々は、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見を背景に、更に複合的に困難な状況に陥る場合があり、市民一人ひとりが多文化共生や性の多様性についての正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを行う必要があります。

このようなことから、複合的に困難な状況に直面している人々が、安心して暮らすことができるよう、性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重を基盤とし福祉、労働、教育等のあらゆる分野を包括する男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

35. ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面などの総合的な支援を行います。

また、取組の実施に当たっては、女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的な性別役割分担意識*に基づく地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立しやすいことなど男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえ配慮を行います。

36. 高齢者の就業促進と雇用の確保

シルバー人材センターと連携し、高齢者が身近な地域で生きがいを持って安心して就業できる機会が確保できるよう、相談対応等の支援を行います。取組の実施に当たっては、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的な性別役割分担意識*に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていること、その影響が男女で異なる場合があることを踏まえた上で、それぞれの高齢者の生活実態や価値観、身体的状況等の違いに配慮します。

施策の方向① 様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

37. 高齢者の自立に向けた生活支援

高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加していることから、高齢者が不安を抱えず安心して暮らせるよう、高齢者の孤立化の防止に向けて地域全体で高齢者を見守る支援体制の整備を図るとともに、高齢者の自立に向けた社会参加を促進する生きがいを支援します。

これらの取組の実施に当たっては、男女のニーズの違いに留意し、一人ひとりの生活実態を踏まえた配慮を行います。

38. 高齢者の人権を尊重する介護の質の向上の促進

高齢者の人権を尊重し、介護予防対策、介護サービスの提供等を通して介護の質の向上を図ります。また、住民参加を基本とする地域の支え合いの仕組みづくりを進め、家族介護の負担軽減を図るとともに、地域から孤立する介護者を支援します。

これらの取組の実施に当たっては、介護に必要な家事等に困難を抱えていたり、地域との関わりが希薄であるため支援を求めることができない状況に置かれやすい男性介護者の傾向など男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。

39. 障害者の自立支援と生活環境の整備

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」を踏まえ、障がいのある人が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がいのある人の相談支援や就労支援など地域生活支援の提供体制の整備を図ります。取組の実施に当たっては、障がいのある女性は、障がいがあることに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。

40. 外国人等が安心して暮らすことができる環境づくり

外国人であることやルーツが外国であることの多様性が尊重され、それらの人々が安心して暮らすことができるよう、「多文化共生」に係る広報・啓発、県・関係機関等との連携により多言語での相談対応や生活に関する情報提供等の支援を行います。

これらの取組の実施に当たっては、外国人の女性が、外国人であることに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意するなど男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえた配慮を行います。

41. 性の多様性が尊重される環境づくり

性的指向*・性自認*に関することを理由とする困難や課題に直面している人々は、その他の様々な要因も加わり、更に複合的な困難な状況に置かれる場合があります。このような状況の背景には、性に関する固定観念や偏見があるため、性の多様性についての正しい理解の浸透を図る広報・啓発を推進するとともに、相談・支援を行います。

42. 次代を担う子ども・若者への包括的な支援

子ども・若者が複合的に困難に直面する状況には、経済的困窮、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡んでおり、その親である世代の貧困・格差の状況が引き継がれています。次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、それぞれが置かれている困難な状況に影響を及ぼす様々な要因を的確に捉え、子ども・若者の経済、教育、健康面など個々の状況に応じた包括的な支援を行います。

施策の方向② 生活上の困難に直面する女性等の包括的な支援体制の充実強化

4.3. 生活上の困難に直面する女性等の自立に向けた就業・生活の安定に係る包括的な支援

女性の人権が尊重され、女性の福祉がさらに増進されるよう、生活上の困難を複合的に抱える女性への包括的な支援を行います。

女性の自立に向けて、雇用分野における男女の均等な機会と公正な待遇の確保についての普及・啓発や女性の就業継続や再就職等の取組を行うとともに、「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」に基づく包括的な支援により生活の安定を図ります。

特に、若年女性については、公的な支援につながらないことにより、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しない傾向にあることから、官民協働による支援を強化します。

また、複合的に困難な状況に置かれやすいひとり親家庭、子ども・若者の経済、教育、健康面など個々の状況に応じた包括的な支援を行います。

これらの取組の実施に当たっては、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえるとともに、固定的な性別役割分担意識*、画一的な家族像や男女の「あるべき姿」が助長されないように配慮します。

4.4. 生活困窮状態にある人の自立に向けた包括的な支援

複合的な困難を抱える生活困窮のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労支援、住居確保支援、家計相談支援等を包括的にを行います。

取組の実施に当たっては、それぞれの人の多様な生き方・働き方の選択を尊重し、男女の身体的性差やニーズの違いを踏まえるとともに、固定的な性別役割分担意識*、画一的な家族像や男女の「あるべき姿」が助長されないように配慮します。

重点目標6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

(1) 現状と課題

全ての人には、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、性別に起因する様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪・性暴力、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会における男女の不平等な関係や性に対する根深い偏見等が存在しています。女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき喫緊の課題であり、そのためには、社会における男女間の不平等の是正及び性に関する意識改革が欠かせません。

これまでも、「配偶者暴力防止法」や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント*防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきましたが、暴力は依然として存在し、命に係わる重大事件も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。

このような配偶者からの暴力の現状を踏まえ、本市においては、被害者の立場に立った支援の充実強化を図るため令和4年4月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。

性別に起因する暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、また、配偶者等からの暴力は、その子どもにも深刻な影響を及ぼすことがあるなど、被害者のその後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることがあります。

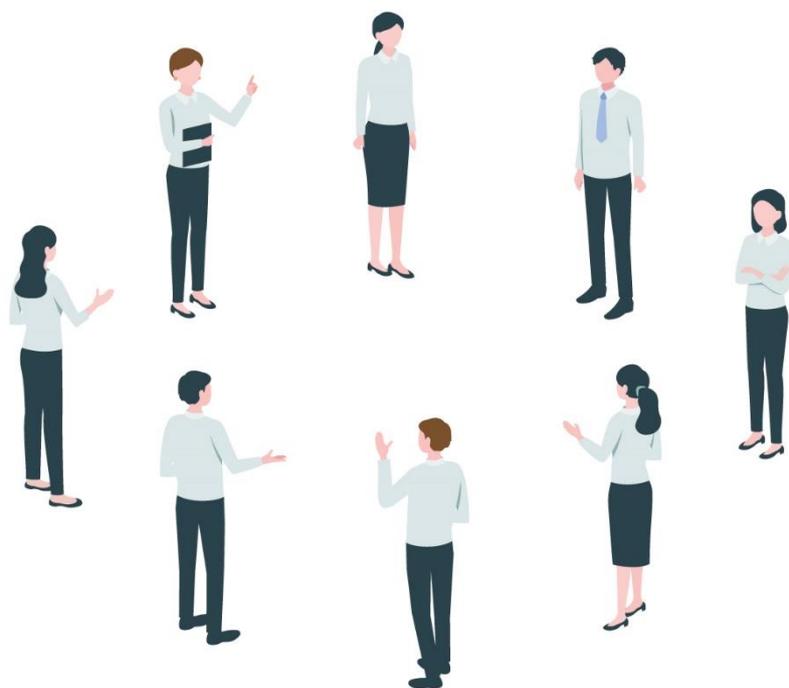
令和4年男女共同参画に関する市民意識調査によると、配偶者やパートナーから身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力のいずれかを受けた経験した人の割合は、全ての暴力行為で女性が男性より高くなっています。また、配偶者やパートナーから暴力を受けた経験がある人のうち、男女とも約4割は、「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があります。

さらに、SNSなど、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力をはじめ、暴力の形態と、その被害も一層、多様化している中、子どもや若者を当事者とする状況が顕在化しています。

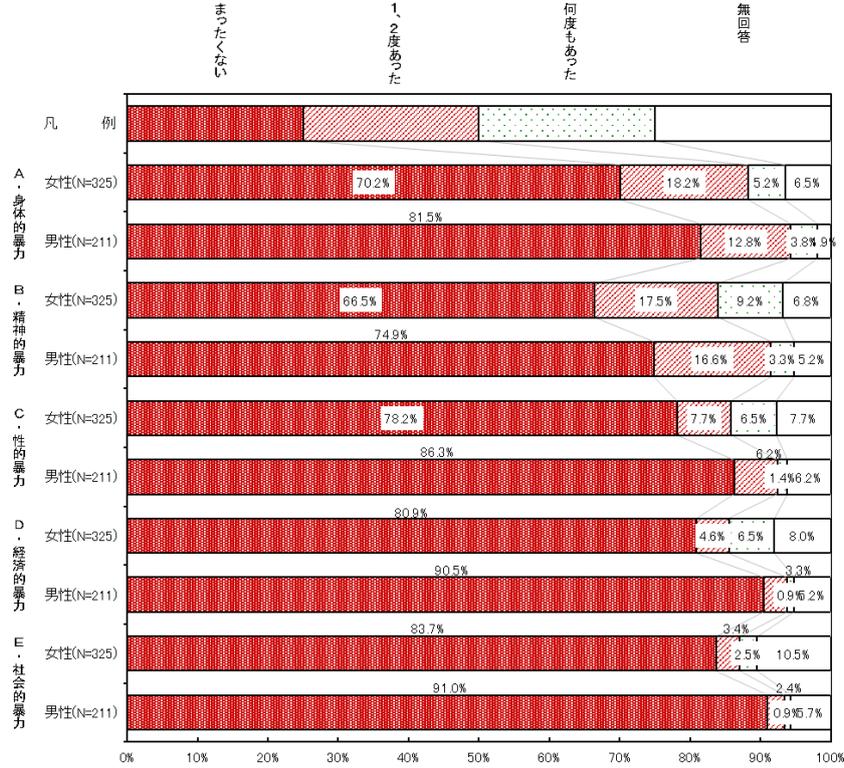
一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

このようなことから、性別に起因する暴力の背景や構造について、市民に広く正しい

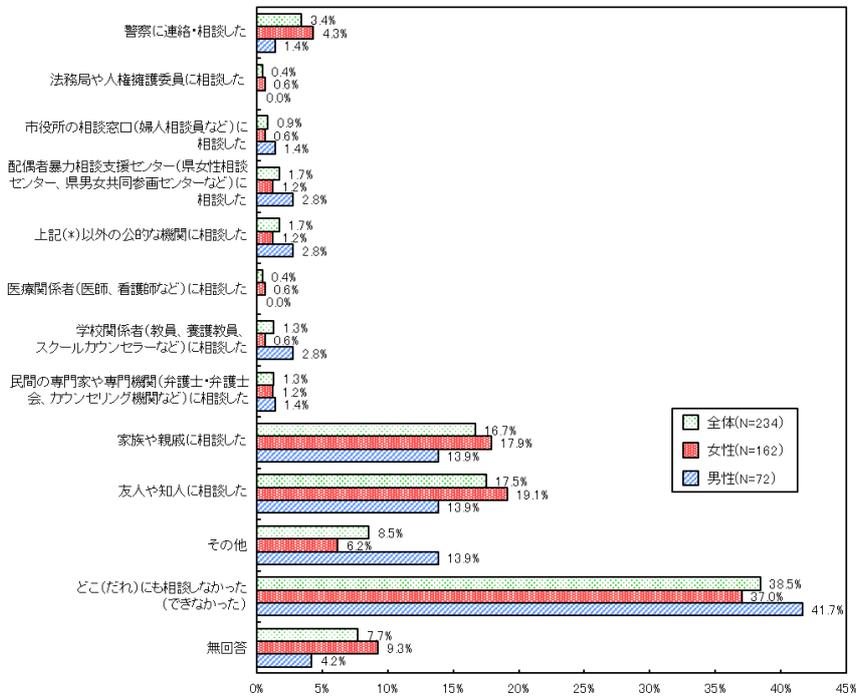
理解を深める広報・啓発活動等を実施し、いかなる場合の暴力も容認しない意識の醸成を図るとともに、潜在化する傾向にある被害者の早期発見に向けて、相談を促す広報・啓発や相談につながりやすい体制を整備するとともに、関係機関・団体との連携の強化や相談対応者の研修の充実により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。



■ 配偶者やパートナーから暴力や嫌がらせ等を受けた経験（出水市）

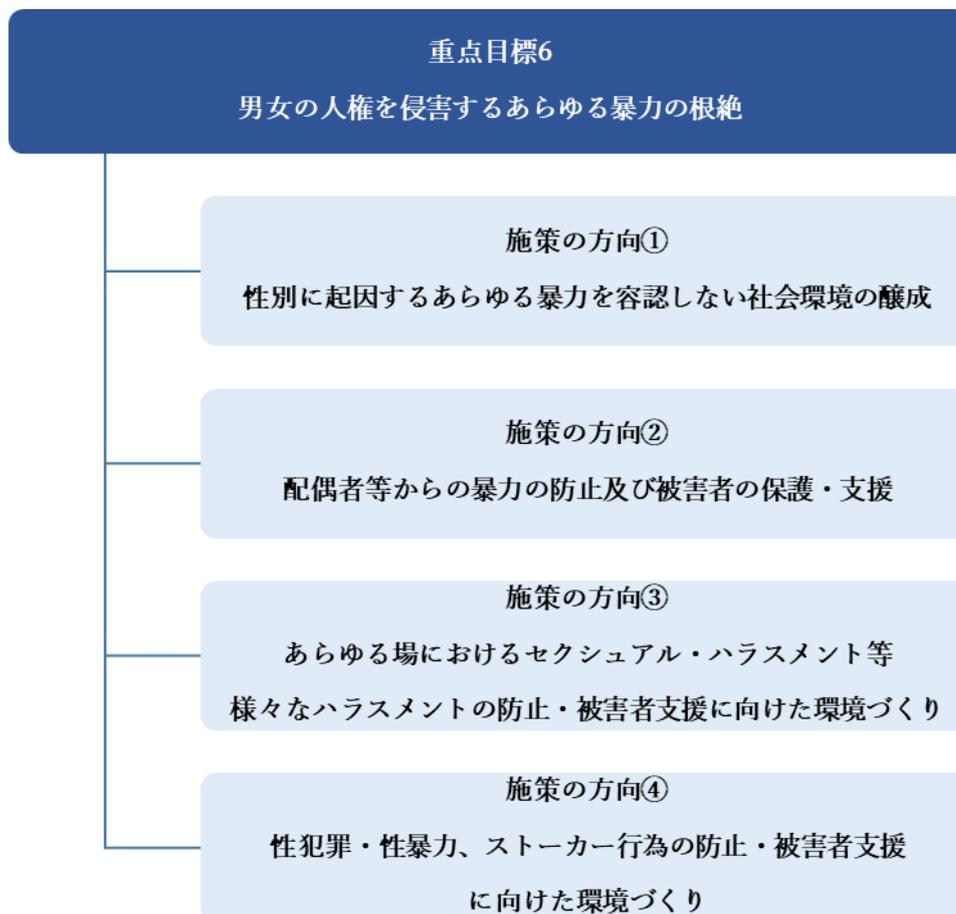


■ 暴力や嫌がらせ等についての相談先（出水市）



資料：出水市「令和4年男女共同参画に関する市民意識調査」

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

4.5. 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない意識の醸成を図る広報・啓発

配偶者等からの暴力やストーカー行為、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント*、性犯罪・性暴力等性別に起因する暴力は、個人の尊厳を傷つける基本的人権の侵害であり、その背景には、男女の不平等な関係等社会的・構造的問題があるといわれていますが、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり、相談の場につながりにくい状況があります。

このような状況への対応を図り、被害者を早期に発見し、相談・支援に結び付けていくことができるよう、広く市民の性別に起因する暴力についての正しい理解と、いかなる場合の暴力も容認しない意識の醸成に向けて、広報紙への記事掲載、「人権週間」における情報発信、講座の実施、県・関係機関等が実施する講座等への参加促進を図るなど広報・啓発を行います。特に、被害者の潜在化が課題となっている配偶者等からの暴力については、被害者の保護を図るための「配偶者暴力相談支援センター」の周知と、被害者保護制度の普及・啓発を図ります。

施策の方向① 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

46. 交際相手からの暴力（デートDV*）等若者に向けた予防啓発

若者が当事者となりやすい交際相手からの暴力等の予防・防止に向けた教育・啓発活動を関係機関と連携して行います。

施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

47. 安心して相談できる環境の整備

プライバシーの保護や相談者の心情に配慮した環境づくりと、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、相談業務の充実に向けた取組を行います。

48. 被害者の安全確保と心身の健康回復・自立に向けた支援

身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関と連携・協力して一時保護施設への入所を行うなど適切な保護に結びつけます。また、被害者が心身の健康を回復するため、関係課、医療機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携し、専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保、保護命令制度や各種支援制度の活用等を行います。

49. 家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援

子どもが育つ家庭環境に配偶者等からの暴力が存在することは、児童虐待に当たり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。

施策の方向③ あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメントの防止・被害者支援に向けた環境づくり

50. あらゆる場における様々なハラスメントに関する啓発・相談支援

職場をはじめ、あらゆる場で起こっているセクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等様々なハラスメントについて、性別に起因する暴力に関する広報・啓発を通じた正しい理解を広めるとともに、関係機関と連携し、被害者の相談支援を行います。

施策の方向④ 性犯罪・性暴力、ストーカー行為の防止・被害者支援に向けた環境づくり

51. 性犯罪・性暴力、ストーカー行為に関する啓発、相談支援に向けた適切・迅速な対応

性犯罪・性暴力、ストーカー行為の防止に向けて、性別に起因する暴力に関する広報・啓発を通じた正しい理解を広めるとともに、関係法令に基づき、関係機関との迅速な連携により、被害者の心情に配慮し適切に対応します。

重点目標 7 地域における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会の状況も多様化・複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決に当たっては、行政のみが公共サービスを提供して対応する在り方によって、行政による「公助」と、地域社会における「共助」との協働による地域づくりが求められており、その主体として地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

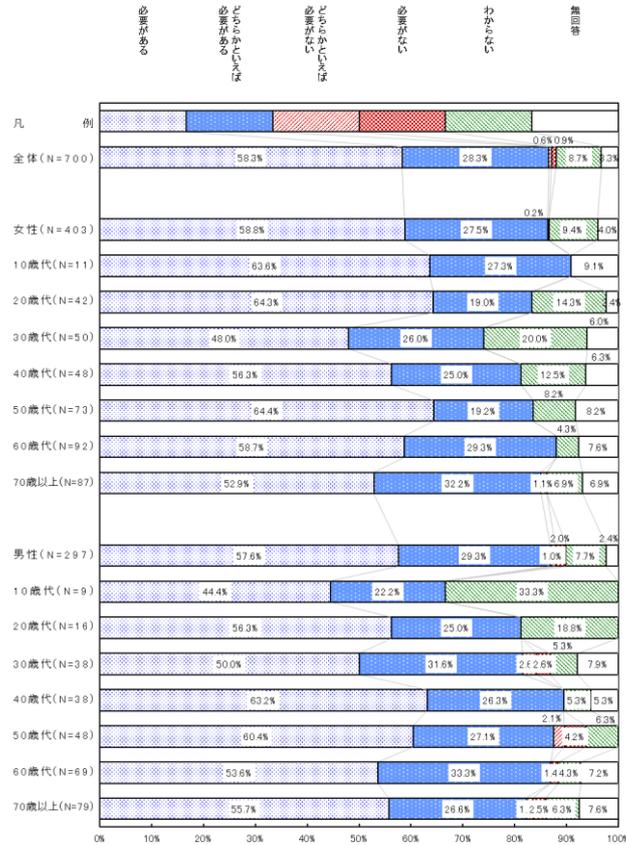
しかしながら、依然として自治会等地域コミュニティにおける活動や組織運営が、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行により行われている傾向がみられます。このような状況は、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応を困難にし、特に若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなっており、本市においても、地域の高齢化が進む中、担い手の確保と多様な人の参加により「共助」の力をより高めることは喫緊の課題となっています。

また、全国的には、若年層において男性より女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、その背景には、家庭、職場、地域コミュニティ等地域社会に根強く存在する固定的な性別役割分担意識*に基づく制度や慣行が、女性の「出番と居場所」の在り方に影響を及ぼし、職場環境が女性にとってやりがいを感じられず働きにくいこと等があるといわれています。

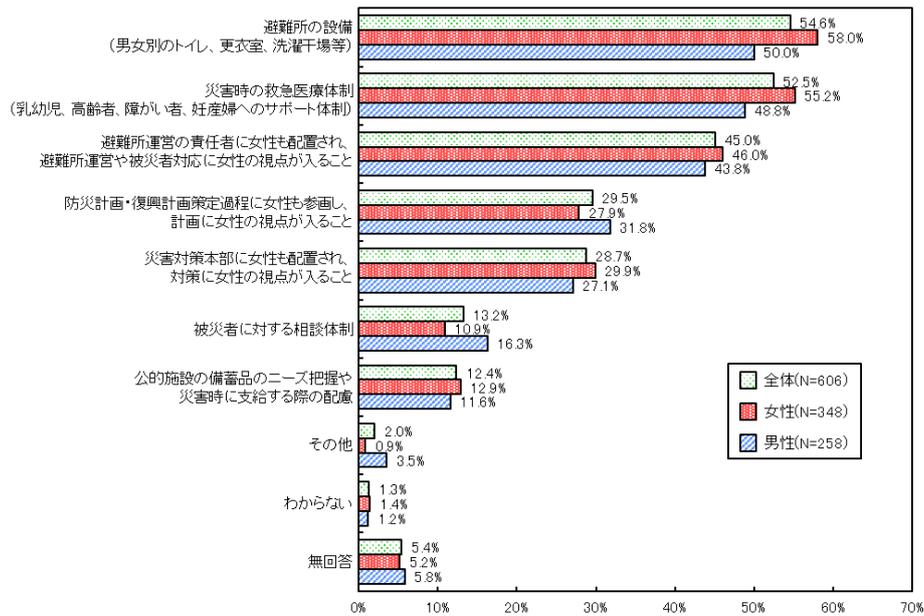
人口減少に直面する本市において、女性をはじめ多様な人の参画と多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めることは、持続可能な地域社会の発展を担う地域力の向上に向けた重大な課題であり、性別や年齢、障がいの有無等を超えて様々な立場を生きる人々が共に支え合う、人権尊重と男女平等を基盤とした男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進する必要があります。

また、災害が発生すると、平時の固定的な性別役割分担意識*が強化され、男女の異なるニーズや状況が配慮されていないことで、被災者がより困難な状況に置かれ、復興が遅れる要因になる場合があります。男女共同参画の視点に立った避難所運営など被災時の体制の確立は、大規模災害のリスクが高まる今日において、喫緊の課題です。

■ 防災・災害復興対策における男女共同参画からの視点（出水市）

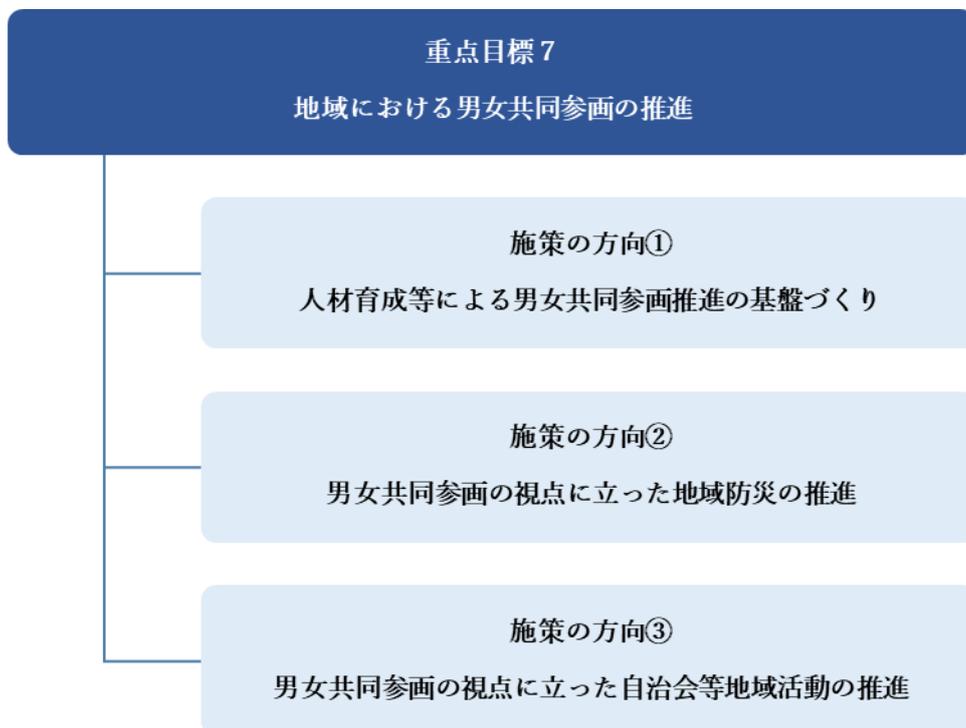


■ 防災・災害復興対策（出水市）



資料：出水市「令和4年男女共同参画に関する市民意識調査」

(2) 取組体系



(3) 取組内容

施策の方向① 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり

5 2. 地域での男女共同参画の推進を担う人材の育成・支援

地域の多様化に対応し、住民自治の力量を高める必要があります。地域生活の基盤となるコミュニティ活動が、性別にかかわらず多様な住民の参画により行われるよう、人々に最も身近な暮らしの場である地域において男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。また、県の男女共同参画地域推進員と連携・協力し、男女共同参画推進に向けた取組を行います。

1 4. 自治会等地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進

【再掲】

地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的な性別役割分担意識*に基づく運営や活動の在り方等の慣行の見直しに向けた啓発を行います。

1 5. 「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進【再掲】

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法の活用が必要です。

また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの育成も重要な課題です。そのため、県や関係機関と連携・協働し、地域づくりに関する学習機会の提供や情報提供に努めます。

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

53. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災体制の推進

生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する対策や方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った防災訓練や避難所運営及び災害対応に向けた取組を進めます。

施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った自治会等地域活動の推進

54. 各種団体・組織等における方針決定過程への女性の参画を進める取組の推進

P T Aやスポーツ団体、地域づくり活動団体等における方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、情報提供等を通じた働き掛けを行います。

第4章 計画の推進体制



第4章 計画の推進体制

この計画を着実に推進するため、市の推進体制の充実を図り、適切な進行管理を行うとともに、国・県その他関係機関等との連携を深め、市民、事業者との協働による取組を進めます。

1 市民・事業者・各種団体との連携・協働

男女共同参画社会の形成に向けて、市民をはじめ、事業者、各種団体等との連携・協働体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

2 国・県・他市町村・関係機関・鹿児島県男女共同参画地域推進員との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国や県の動きと連動しながら進める必要があるため、この計画の推進に当たって、国・県・他市町村・関係機関との連携による取組を進めます。

また、県の男女共同参画地域推進員と連携し、地域における男女共同参画を推進します。

3 出水市男女共同参画審議会の機能発揮

「出水市男女共同参画推進条例」第17条の規定に基づき設置した出水市男女共同参画審議会において、計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的事項についての調査・審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

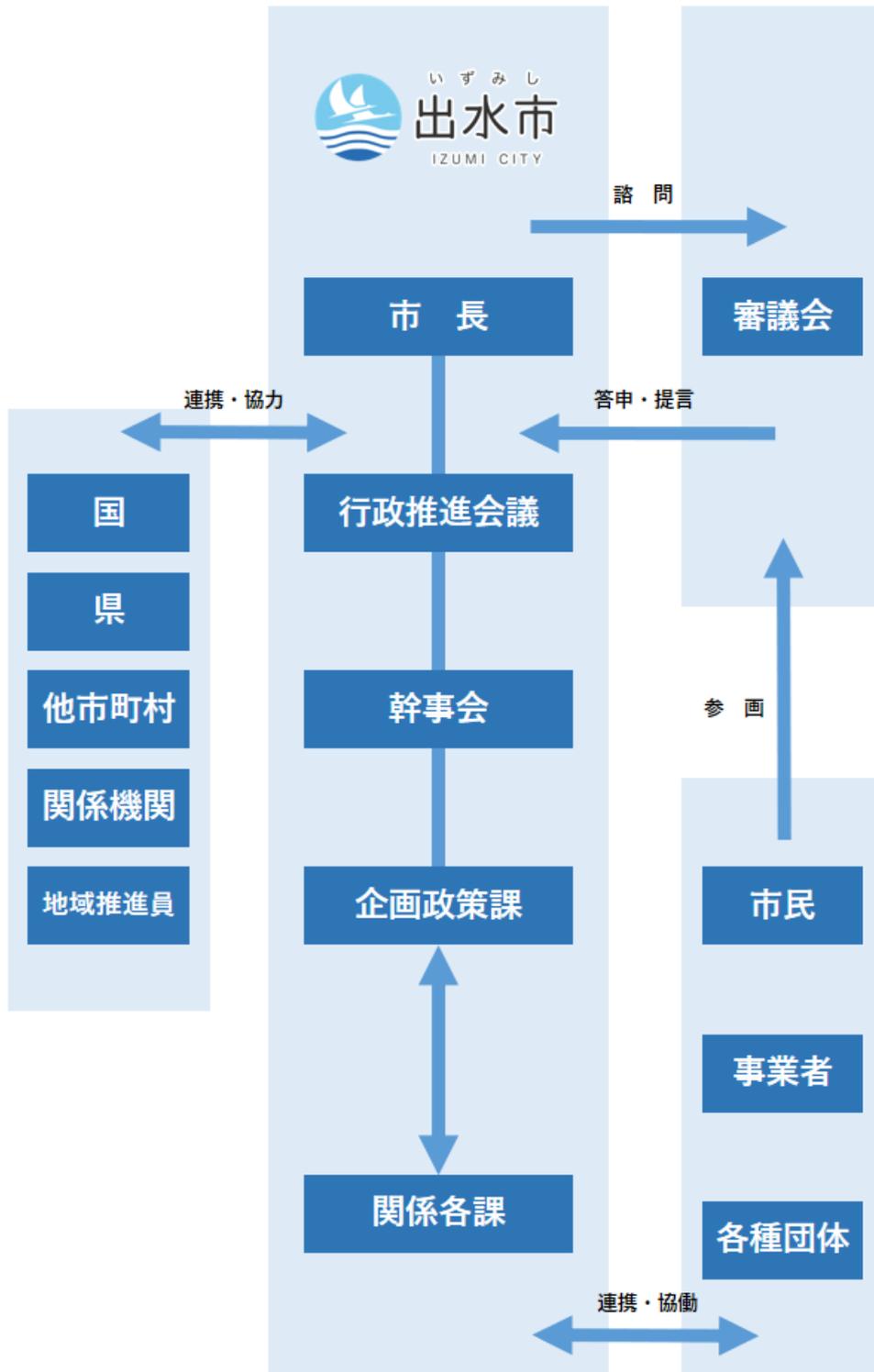
4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底

計画に基づく施策を各課が相互に連携を図りながら総合的・計画的に推進するため、出水市男女共同参画行政推進会議において、施策の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて施策の改善・見直しを積極的に進めます。

また、計画に基づく施策の実施に当たって、「出水市男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づき男女共同参画の視点が確実に反映されるよう、施策の実施状況を検証し、その結果を公表します。

5 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた施策の実施状況について、総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。



用語解説

用語	解説
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	自分では気づかないうちに、それぞれの価値観や経験等に基づいてつくられた偏見や考え方、思い込みのこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／s e x）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／g e n d e r）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかということ。
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員など、様々な生活の場で起こり得る。
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産・育児等を理由に不当に解雇されることや妊娠・出産・育児に対して職場で受ける精神的または肉体的な嫌がらせのこと。
ダイバーシティ	多様性のこと。性別、人種、障がい、国籍等、個人又は集団間に存在する様々な違いのこと。

用語	解説
DV（配偶者等からの暴力）	<p>配偶者や恋人、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある者またはあった者（パートナー）からふるわれる暴力のことで、一般的に「DV（ドメスティック・バイオレンス）」といわれている。</p> <p>殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性暴力など、様々な形態がある。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。</p>
デートDV（交際相手からの暴力）	<p>結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。</p> <p>配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。</p>
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	<p>一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>
不妊治療	<p>不妊症の治療のこと。不妊症とは、妊娠はするが、妊娠22週以前の流産を繰り返す反復流産（流産を2回以上繰り返した場合をいう。）及び習慣流産（流産を3回以上繰り返した場合をいう。）又は死産及び早期新生児死亡（新生児が1週間以内に死亡する場合をいう。）を繰り返す状態のこと。</p>

用語	解説
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p>
<p>キャリア教育</p>	<p>一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。なお、キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねのこと。</p>
<p>フレックスタイム制</p>	<p>一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。</p>
<p>プラチナえるぼし</p>	<p>「えるぼし認定」を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標や女性の活躍推進に関する取組の状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される制度。</p> <p>「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づき届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組が優良な事業主が、申請を行うことにより、厚生労働省の認定を受けることができる制度。</p>



いずみし

出水市

IZUMI CITY